

# 第2次 鞍手町 中小企業活性化計画

►令和 7(2025)～11(2029)年度

鞍 手 町

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 中小企業の定義	2

## 第2章 本町の経済・産業の状況

1 本町の概況	3
2 将来人口の推移	4
3 経済・産業構造	5
4 本町の中小企業の状況	12
5 中小企業を取り巻く課題	21

## 第3章 中小企業の振興に関する計画策定の基本方針

1 基本的な考え方	22
2 計画の基本方針	22

## 第4章 中小企業の振興施策の展開

1 基本方針ごとの方向性・取り組み内容 ······	23
①－A 経営基盤強化 ······	23
①－B 人材育成・確保 ······	24
①－C 事業承継 ······	24
②－A 新事業創出及び創業支援 ······	25
②－B 新たな事業活動の推進 ······	26
③－A 情報収集及び発信の強化 ······	26

## 第5章 施策の具体的取組み

1 アクションプラン ······	28
2 計画期間 ······	28
3 事業別アクションプラン ······	29
4 階層別の支援事業 ······	41

## 【資料編】

1	鞍手町中小企業振興基本条例	4 3
2	鞍手町中小企業振興審議会規則	4 5
3	鞍手町中小企業振興審議会委員名簿	4 7
4	第2次鞍手町中小企業活性化計画策定までの経過	4 8
5	第2次鞍手町中小企業活性化計画(案)に対する パブリック・コメントの実施結果について	4 9
6	第2次鞍手町中小企業活性化計画の策定について (諮問)	5 0
7	第2次鞍手町中小企業活性化計画の策定について (答申)	5 1

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

鞍手町は、福岡県の北部に位置し、福岡市と北九州市のほぼ中間にある田園風景広がる自然豊かな町です。明治以降から石炭産業が栄え、以降近代に至るまで本町の地域経済を支える原動力となっていました。エネルギー政策の転換以降は、積極的に企業誘致に取り組み、これまで60社以上の優良企業を誘致し、地域経済の発展を遂げてきました。

本町の企業の大部分を占める中小企業<sup>\*1)</sup>は、雇用の確保、消費の活発化、自然と調和したまちづくりや災害対応など、本町の発展と町民生活の向上をもたらす重要な担い手として大きな役割を果たしてきました。

本町では、平成30年（2018）に制定した鞍手町中小企業振興基本条例に基づく第1次鞍手町中小企業活性化計画（令和元年（2019）4月から令和6年（2025）3月までの6年間）及びアクションプラン（令和2年（2020）4月から令和6年（2025）3月までの5年間）において「持続的発展が可能な地域経済の構築」を基本方針に掲げ、経営基盤強化や創業支援、情報発信力の強化など中小企業の支援に取り組んできました。

しかしながら、人口減少による市場の縮小や働き手の確保、高齢化等による承継問題のほか、情報・IT技術の高度化、社会のグローバル化、SDGsへの取り組みなど、中小企業を取り巻く環境は、急激な社会経済の変化と共に厳しさを増しています。また、2020年に全世界を巻き込んだ「新型コロナウイルス感染症」の影響による新しい生活様式への対応や原油・原材料価格の高騰対策、職場環境の改善への取り組み、事業継続等に向けた新たな事業展開が急速に進められています。

こうした状況を踏まえ、急激に変化する社会経済下においても中小企業が成長発展していくためには、今後の産業振興にかかる基本方針と具体的な施策を示す必要があります。第1次鞍手町中小企業活性化計画とアクションプランは令和6年度（2024）をもって終期を迎えることから、新たに第2次鞍手町中小企業活性化計画を策定します。

\*1) 中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、鞍手町に事務所又は事業所を有するものをいいます。

## 2 計画の位置付け

計画は、本町の最上位計画である第6次鞍手町総合計画に掲げる産業の振興を目的とした基本政策を推進するため、鞍手町中小企業振興基本条例（以下「条例」という。）に基づき、中小企業\*1)の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定するものです。

## 3 計画期間

計画期間は、令和7年（2025）4月から令和12年（2030）年3月までの5年間とします。

## 4 中小企業の定義

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		
	資本金	従業員	うち小規模企業者
			従業員
① 製造業・建設業・運輸業 その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※法律や制度によって扱われている範囲が異なることがあります。

\*1) 中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、鞍手町に事務所又は事業所を有するものをいいます。

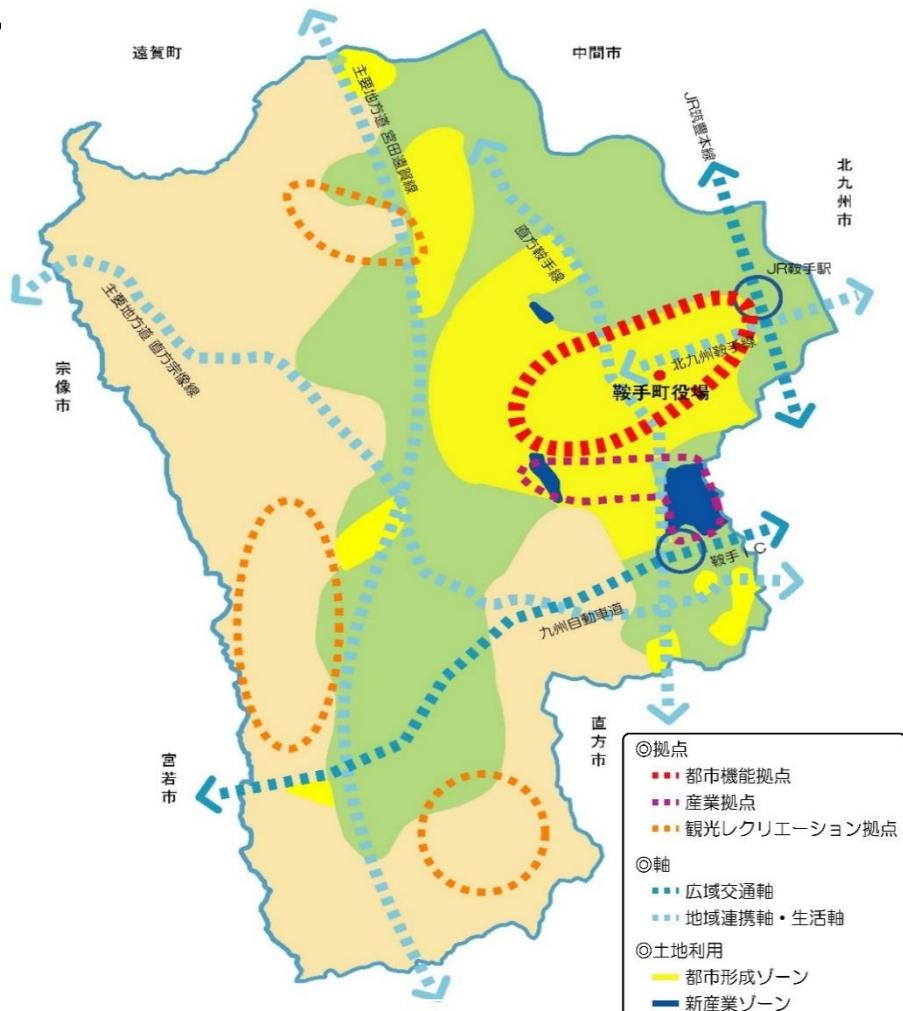
## 第2章 本町の経済・産業の状況

### 1 本町の概況

本町は、福岡市と北九州市のほぼ中間に位置する福岡県北部の町です。隣接する市町は、東側に1級河川の遠賀川を挟んで北九州市、直方市、西に宮若市、宗像市、南に宮若市、直方市、北は遠賀町、中間市と接しています。

道路は九州自動車道鞍手インターチェンジの開通や北九州市と本町を結ぶ北九鞍手夢大橋の供用開始に伴って県道の整備が進められ、町外から多くの自動車が流入しています。鉄道は、JR筑豊本線が通っており、福岡や北九州方面の通勤や通学に利用され、ヒトやモノの流通が活発な町への変革を迎えています。

本町は、高齢者等の日常における商業や医療、福祉、公共交通などの生活サービスを確保するため、鞍手町立地適正化計画のなかで都市機能誘導区域を設定し、効率的で持続可能な都市構造や安心して暮らせる快適な生活環境の実現に向けて取り組んでいます。

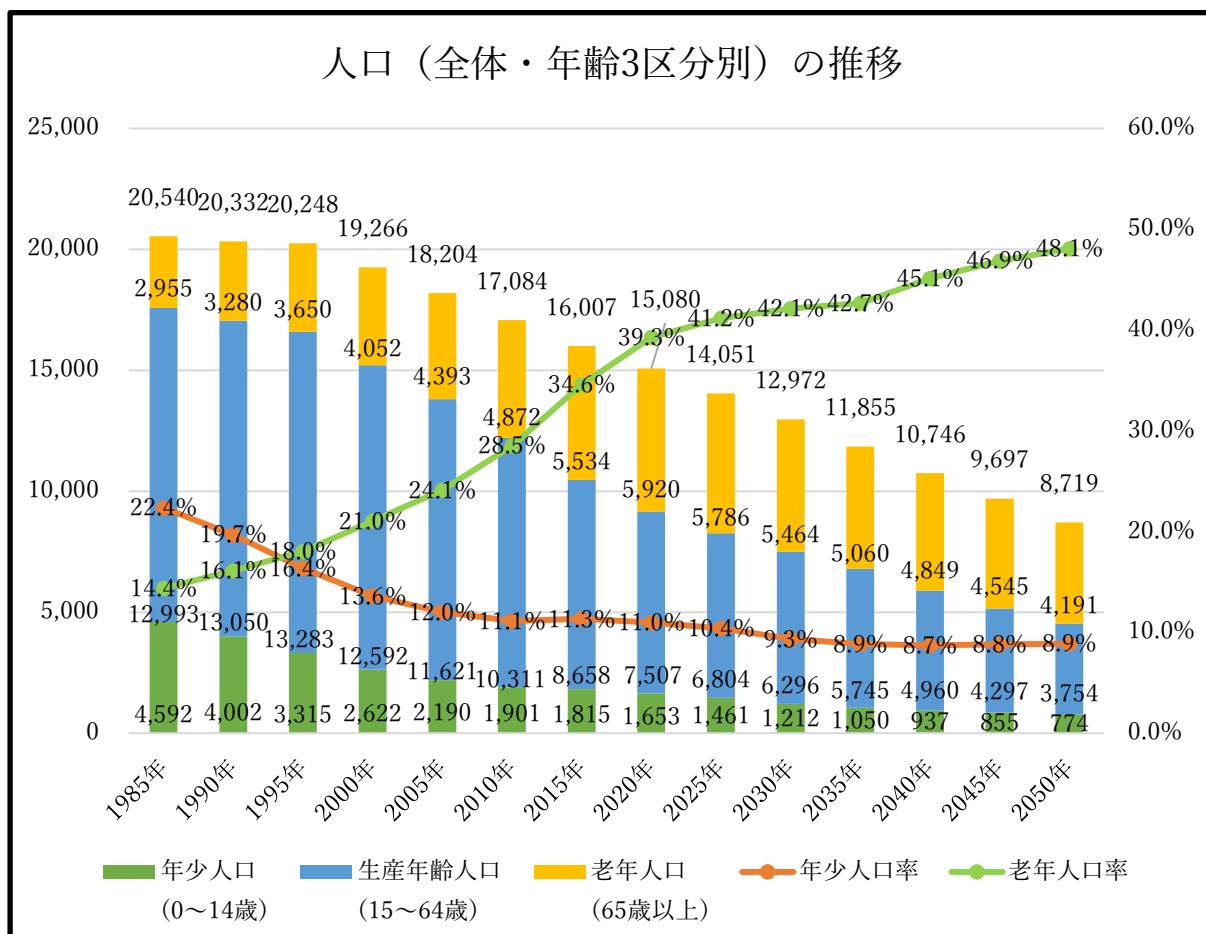


鞍手町都市計画マスタープラン（出典：都市整備課）

## 2 将来人口の推移

国勢調査の結果では、1985年（昭和60年）以降の総人口は減少を続けており、特に1995年（平成7年）以降は、年間約200人、5年間に1,000人のペースで減少しています。また、年齢3区分別人口の推移では、2015年（平成27年）の国勢調査に基づく総人口の推計において、2020年（令和2年）に15,000人を切るとされていましたが、調査の結果では、15,080人となり予測値を上回る結果となりました。

しかし、人口減少には歯止めはかかるおらず、国立社会保障・人口問題研究所による2050年の推計人口は、直近の国勢調査（2020年（令和2年））人口と比較すると、42.1%の減、8,719人になると推測されています。



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

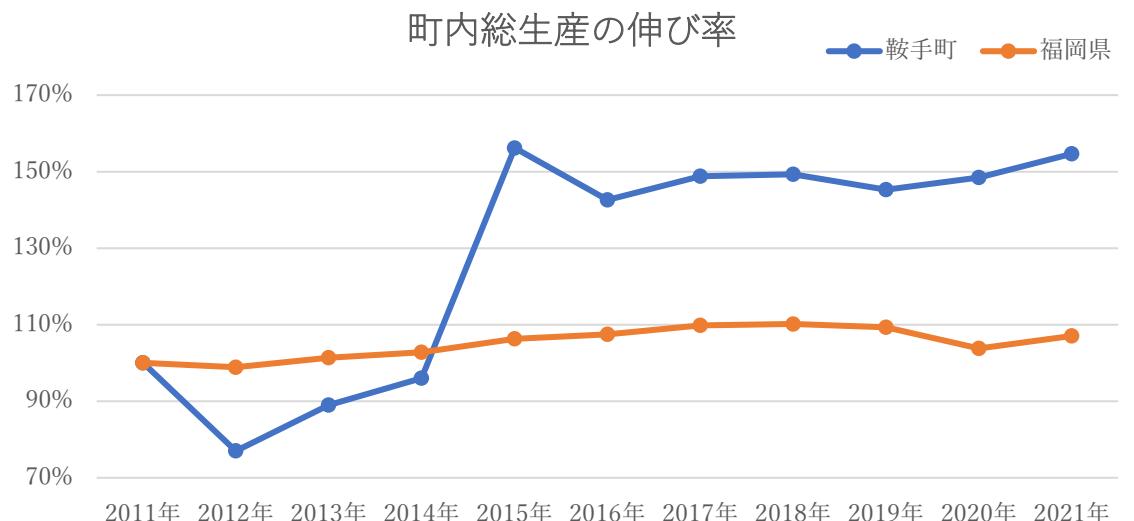
※年少人口…14歳以下、生産年齢人口…15歳以上 64歳以下、老年人口…65歳以上

### 3 経済・産業構造

本町の町内総生産は、2015年(H27年)740億円で、2011年比の増加率は56.2%となっています。2015年の増加の要因としては、製造業・鉱業が対前年度比162%の伸びを見せており、その後も製造業・鉱業が牽引する形で推移しています。

一方、人口一人当たり町民所得は、2021年(R3年)で2,423千円、県平均の88.6%となっており、市・郡部平均と比較しても下回っていることが確認できます。

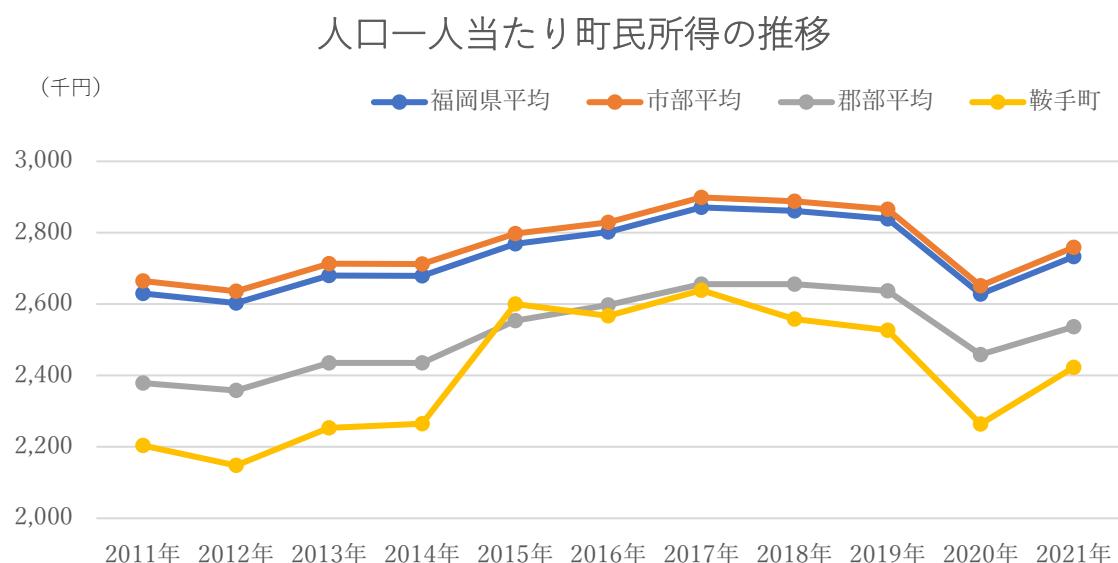
#### ①町内総生産の推移



\* 2011年を100とした場合

資料：福岡県民経済・市町村民経済計算報告書（令和3年）

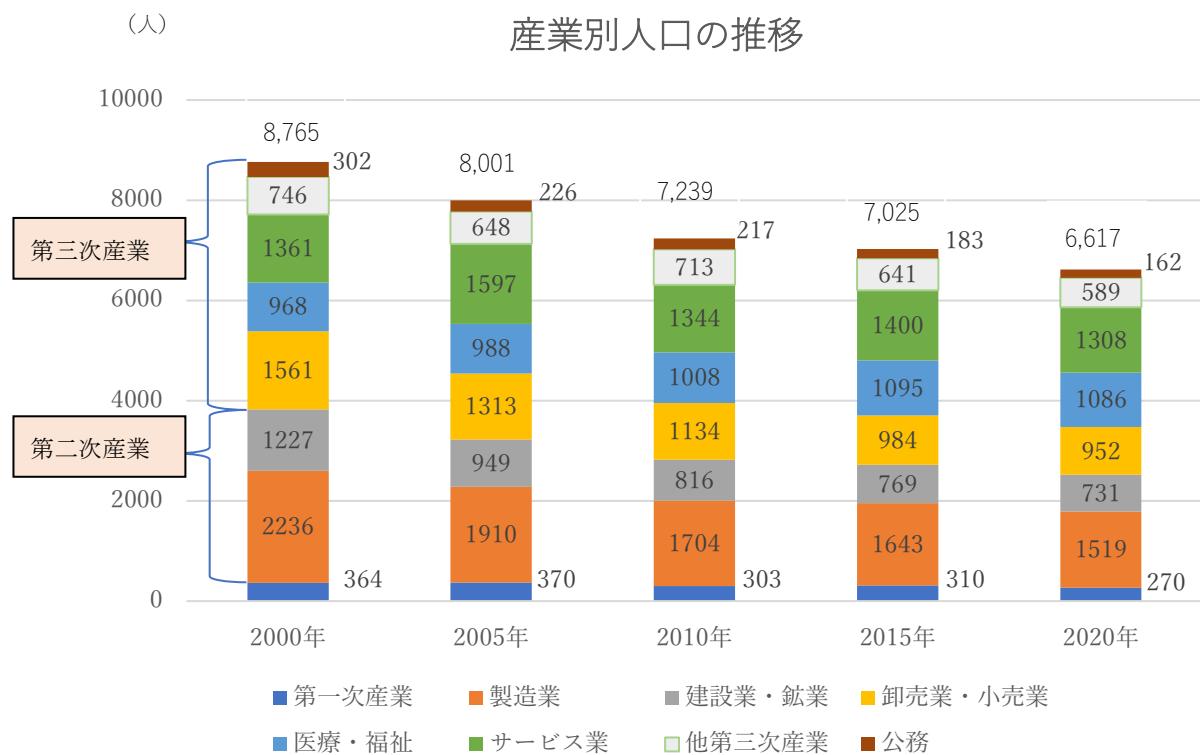
#### ②人口一人当たりの町民所得



資料：福岡県民経済・市町村民経済計算報告書（令和3年）

### ③産業別人口の推移

町民の産業別における従事者割合は、2000年（H12年）で製造業が全体の25.5%を占め、続いて卸売業・小売業、サービス業の順になっています。従業者数は町の人口減少と共に年々減少しており、20年間で2,148人、率にして24.5%の減少となっています。そのような中で、医療・福祉の従事者は、高齢化時代を背景に増加を続け、2020年（R2年）では1,086人が従事しており、全体の16.4%を占める結果となっています。



資料：総務省 国勢調査

○業種分類は以下のとおり。

「第一次産業」 … 農業、林業

「第二次産業」 … 製造業、建設業、鉱業、採石業、砂利採取業

「第三次産業」 … 卸売業・小売業、サービス業、他第三次産業、生活関連サービス業、公務

\*他第三次産業には、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸

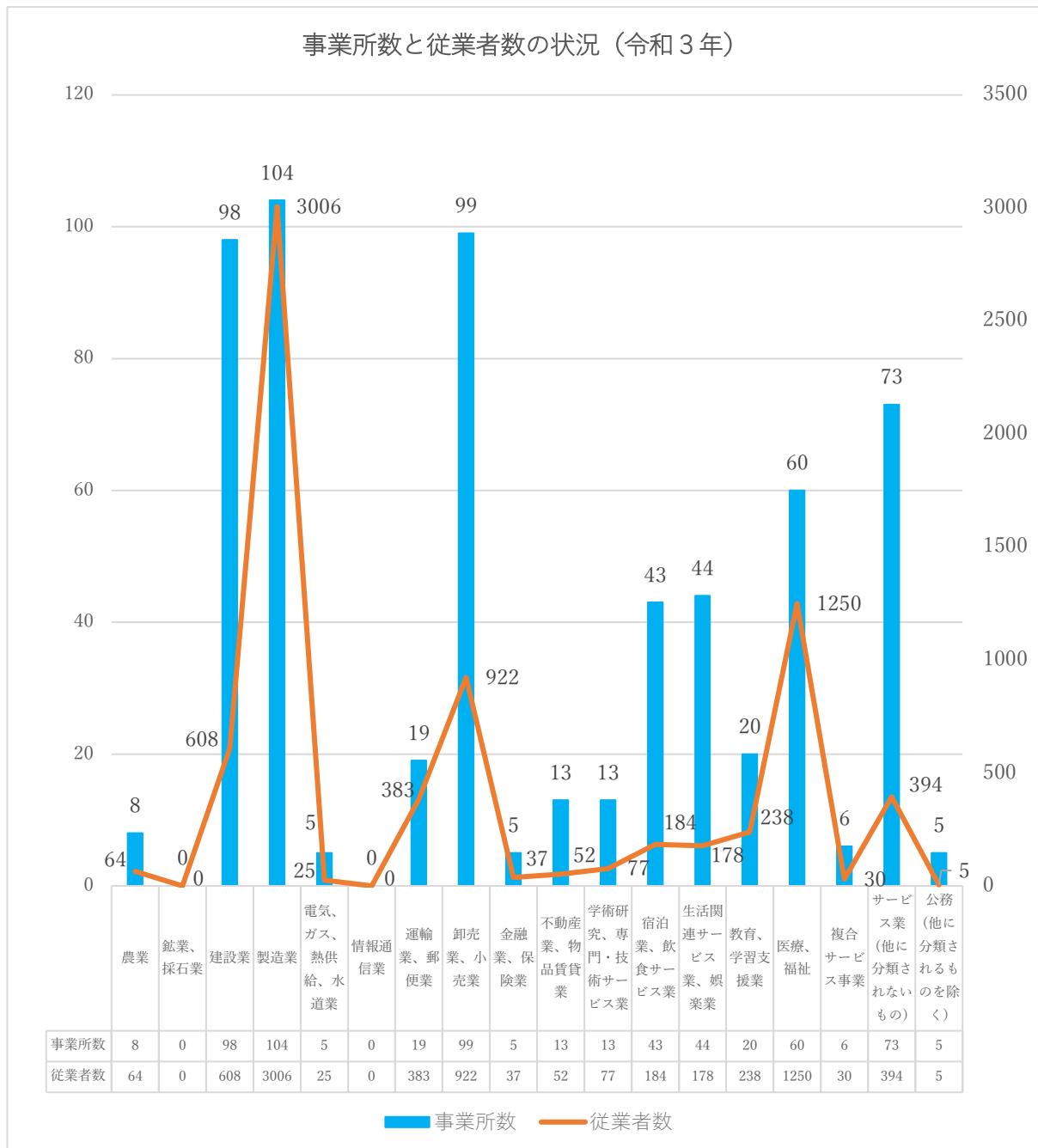
業、郵便業、金融業、保険業、不動産業、物品貿易業が含まれる。

#### ④事業所数と従業者数の状況

令和3年度経済センサス活動調査における町内企業の業種別事業所数と従業者数を見ますと、事業所数は、製造業(104)、卸売業・小売業(99)、建設業(98)、サービス業(他に分類されないもの)(73)、医療・福祉(60)の順となっています。

従業者数は、製造業(3,006)、医療・福祉(1,250)、卸売業・小売業(922)、建設業(608)、サービス業(他に分類されないもの)(394)の順となっています。

事業所数、従業者数ともに同じ業種が上位を占めています。

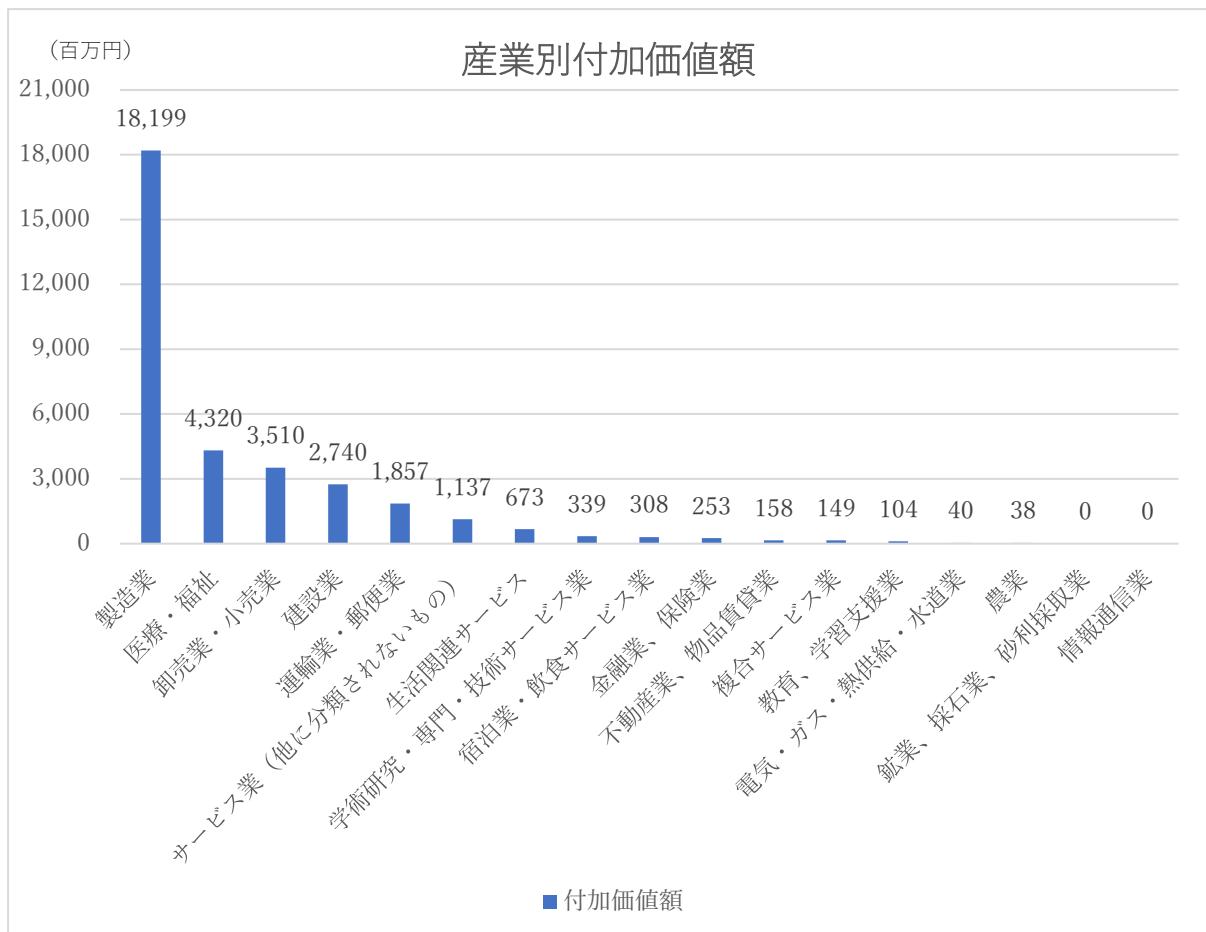


資料：経済産業省 経済センサス（令和3年）

## ⑤産業別付加価値額

町内の産業別付加価値額を見ますと、製造業が181億9,900万円と最も高くなっています。次に医療福祉で43億2,000万円、卸売業・小売業で35億1,000万円となっており、付加価値額全体の76.9%を占めています。

事業所数、従業者数から見た場合と同様に付加価値額から見ても、3業種は本町の主要産業となっています。

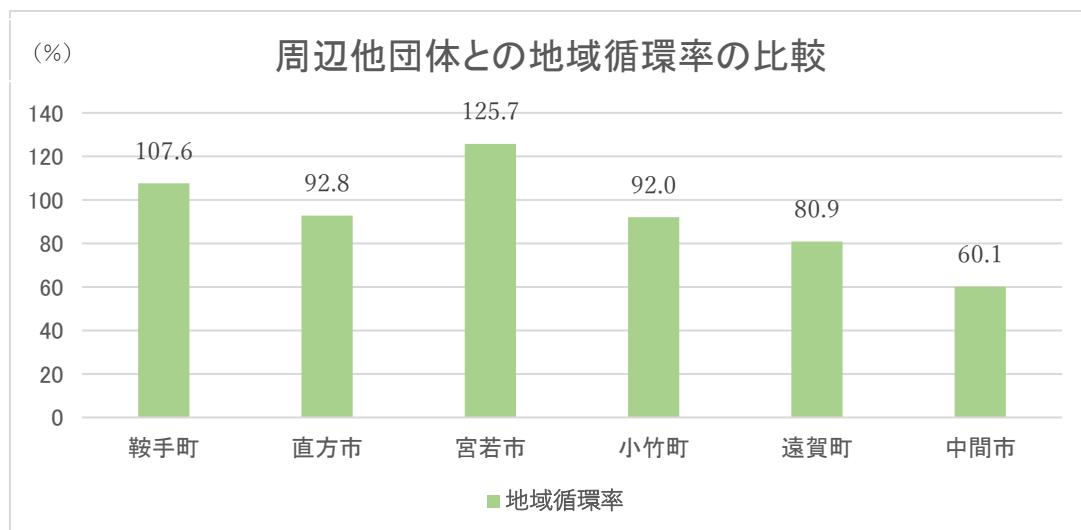


資料：経済産業省 経済センサス（令和3年）

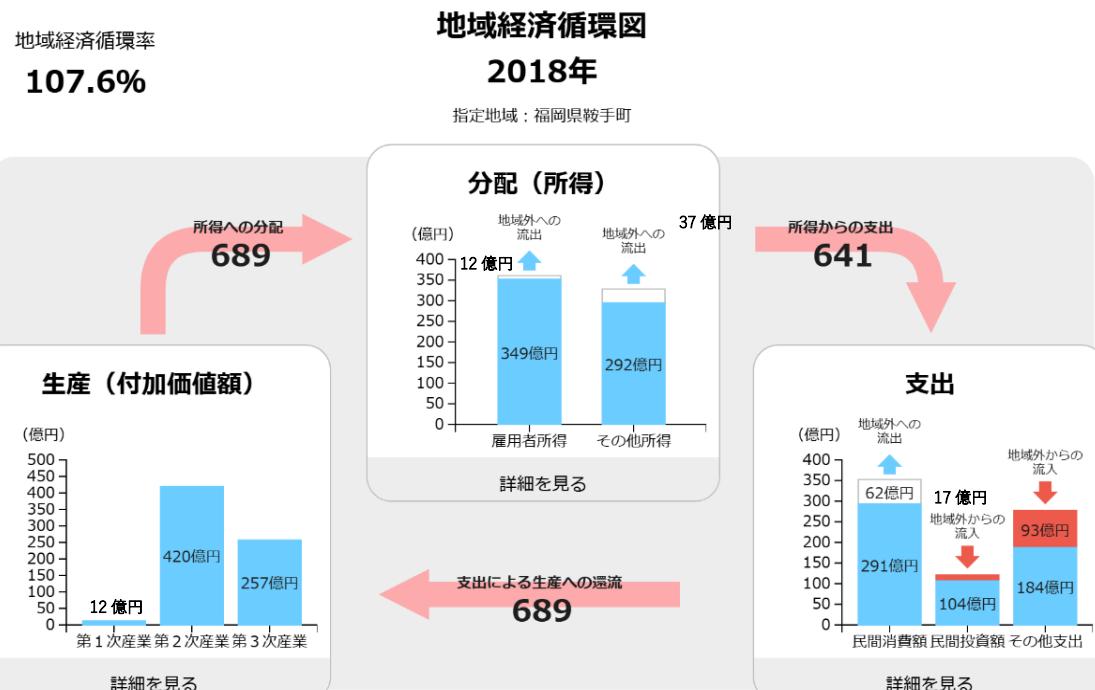
## ⑥地域経済循環

地域経済循環率は、生産(付加価値額)を分配(所得)で除した値であり、地域経済の自立度を示しています。なお、循環率が低いほど他の地域から流入する所得に対する依存度が高いことを意味します。産業の活動によって創出された付加価値は、雇用所得や企業所得などの各所得に分配され、その所得によって、町内外に支出される需要になります。そして、その需要を補うために生産活動が行われます。

本町の地域循環率は、107.6%となっており、周辺他団体と比較しても、経済の自立度が高い地域となっています。



資料：内閣府 地域経済システム RESAS (平成 30 年(2018 年))



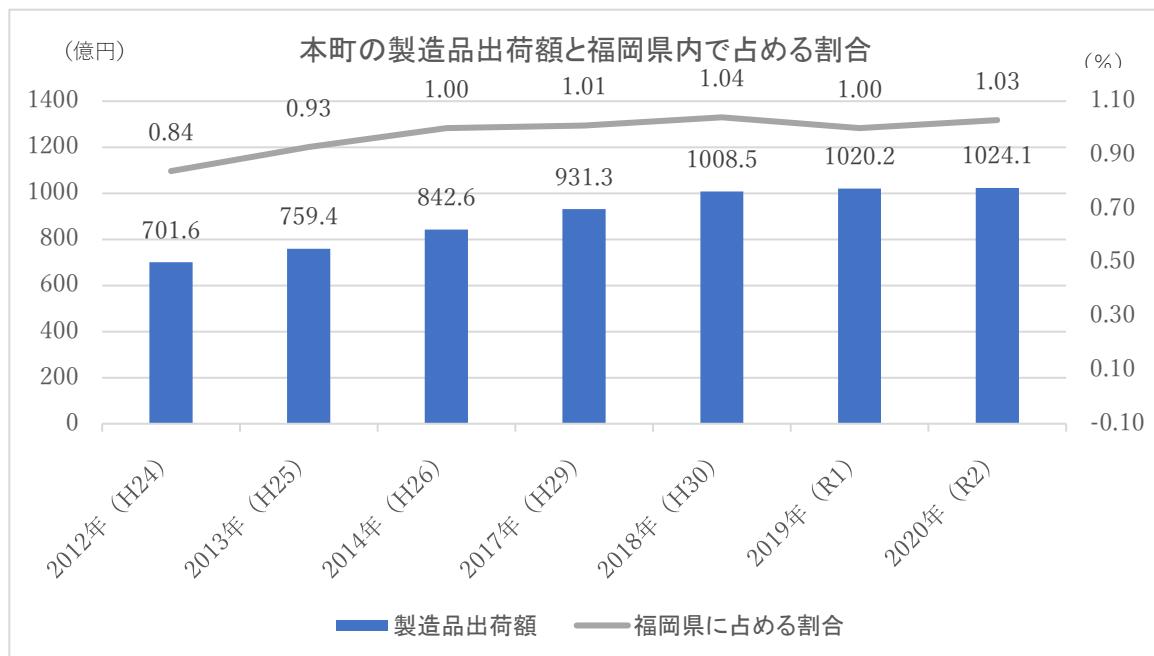
資料：内閣府 地域経済システム RESAS (平成 30 年(2018 年))

## ⑦主要産業別の状況

### (1) 製造業

本町の製造品出荷額は、2013年(H25年)から増加傾向にあり、2020年(R2年)は、34.8%増の1,024億1,000万円となっています。

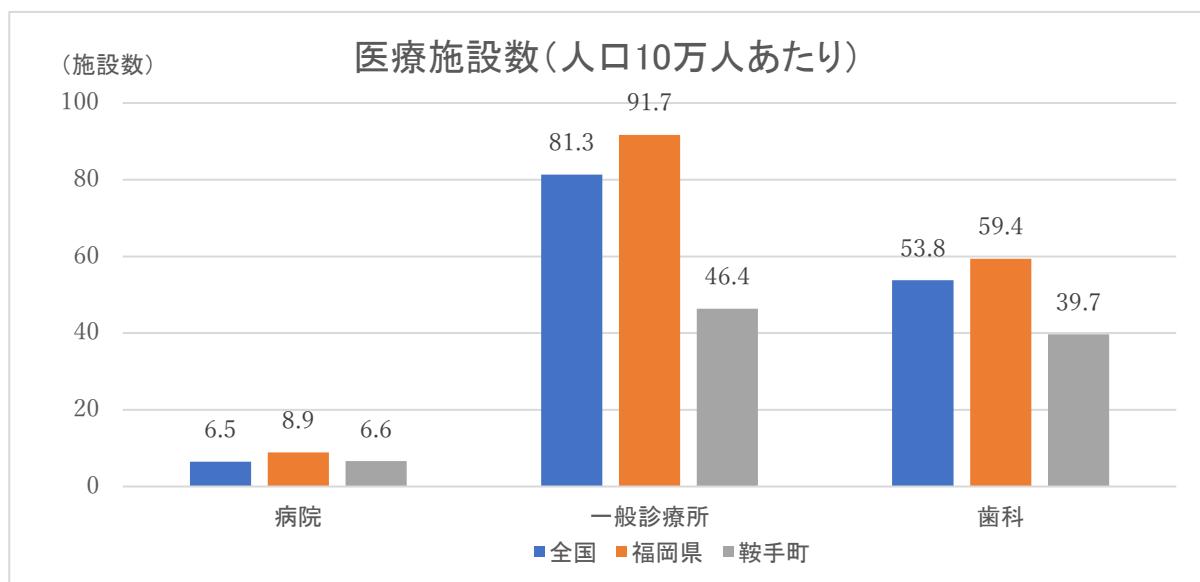
福岡県内で占める割合では、年平均で0.024ポイントずつ増加傾向にあります。



資料：内閣府 地域経済システム RESAS (平成30年(2018年))

### (2) 医療・福祉

製造業に次いで、従業員数、付加価値額が多い医療・福祉の施設数は、病院で全国を若干上回っていますが、一般診療、歯科においては共に全国、福岡県を下回っている状況です。

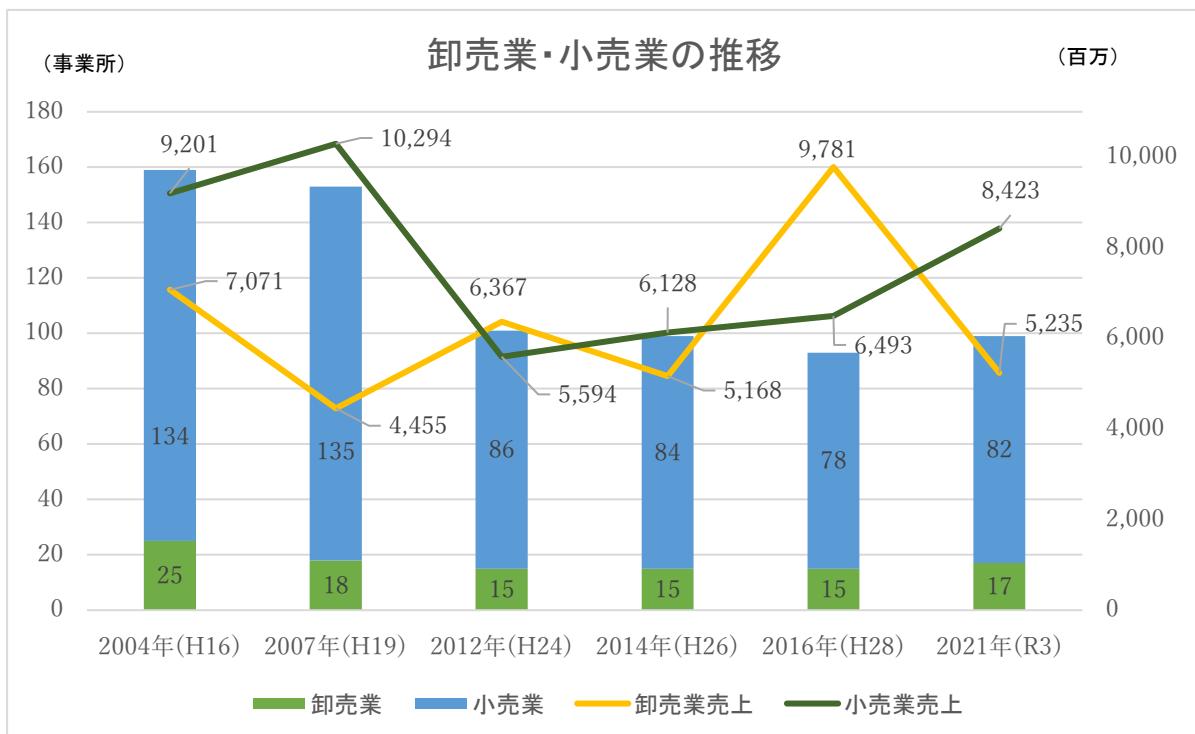


資料：資料：日本医師会 地域医療情報システム)

### (3) 卸売業・小売業

卸売業・小売業は、大型商業施設や大型小売店などの進出により、経営は依然として厳しい状況が続いています。卸売業の事業所数は、2004年（H16年）から小幅な減少後、横ばいの状態で推移しており、売上額を見るとその年々で大きく変動していますが、特に2016年（H28年）から2021年（R3年）にかけては調査年度に開きはありますが46%の減、額にして45億4,600万円のマイナスとなっています。

小売業では、2007年（H19年）から2012年（H24年）にかけて、49事業所が減少し、それに伴い売り上げも45.6%減少しています。その後、小幅な増減が続きましたが、2021年（R3年）では新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも卸売業とは逆にプラスに転じ、飲食料品小売業が84.8%伸びたことから84億2300万円の売り上げとなっています。



資料：経済産業省 経済センサス及び商業統計調査

## 4 本町の中小企業の状況

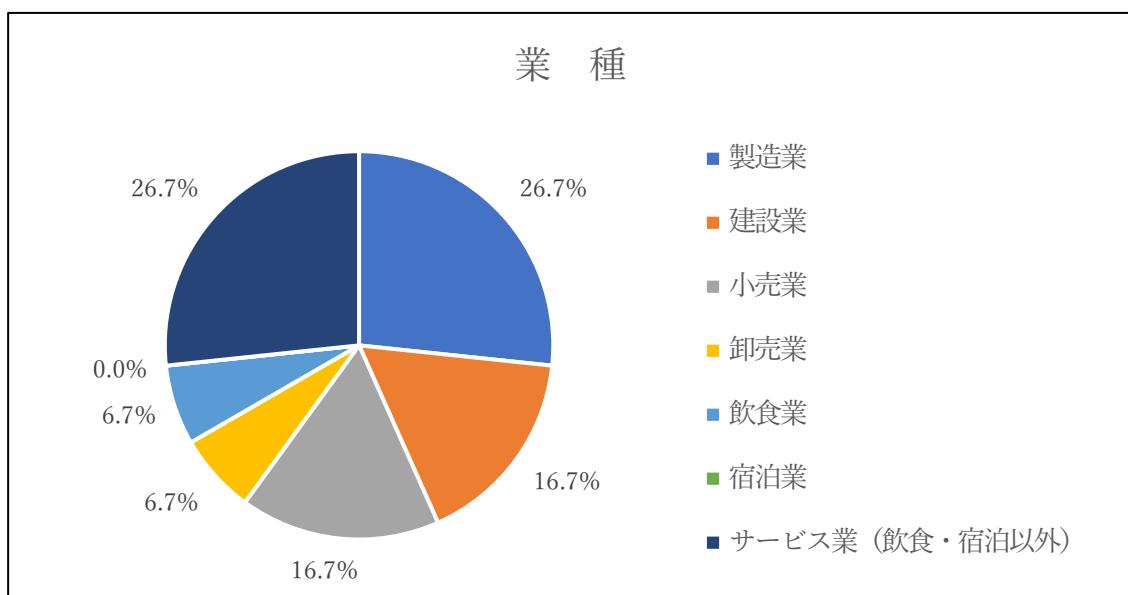
### (1) アンケート調査

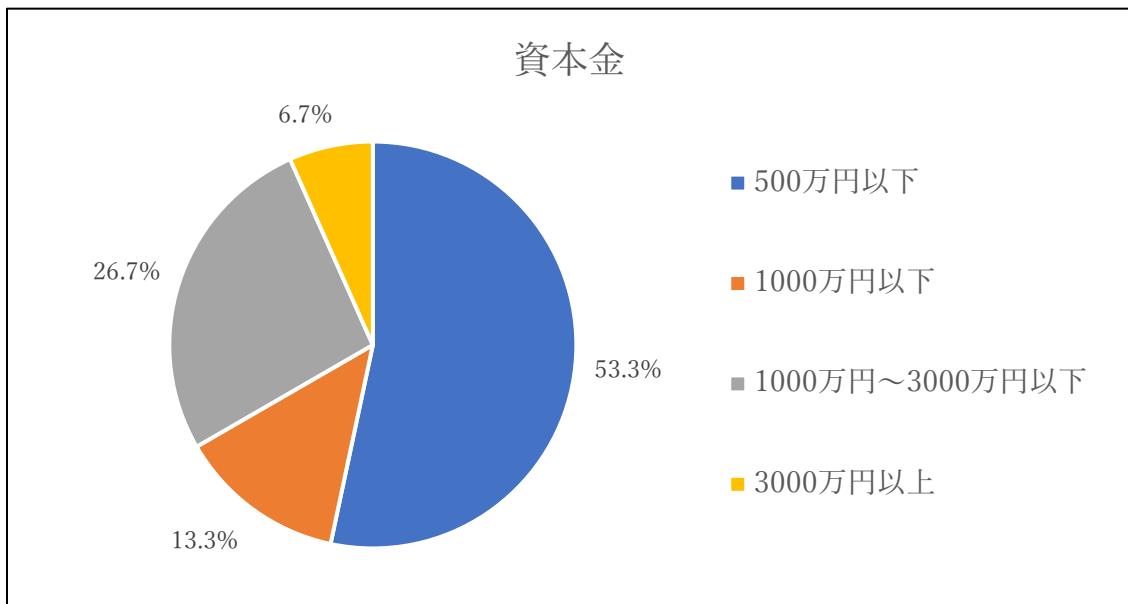
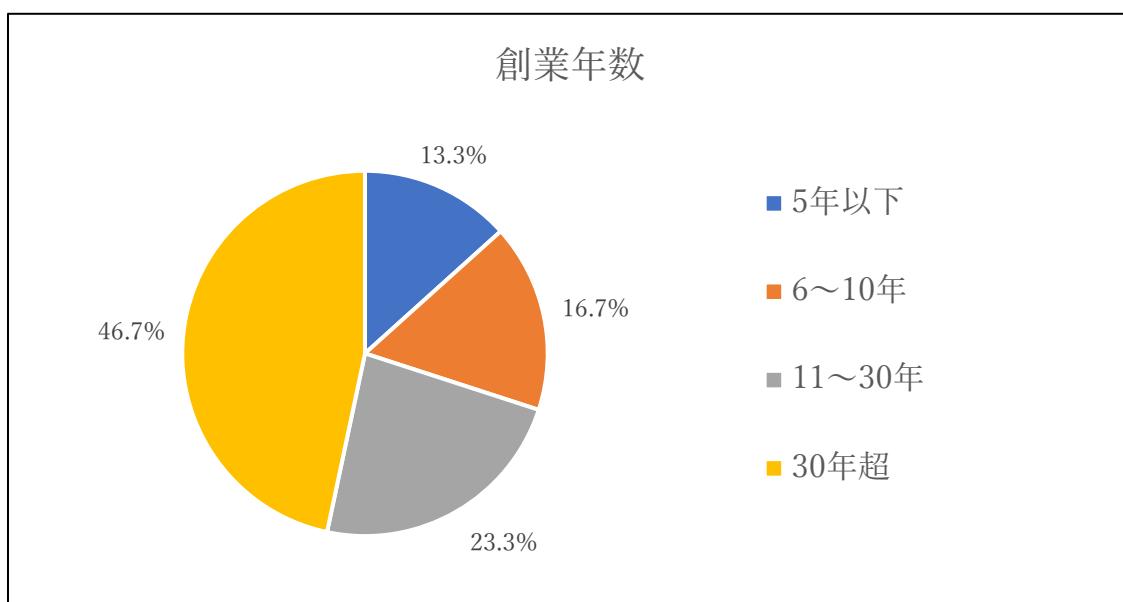
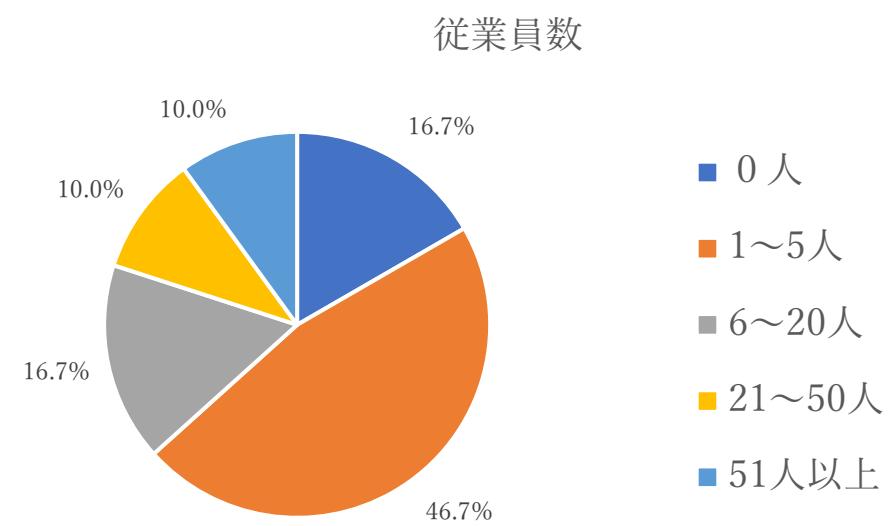
#### ①アンケート調査の概要

本アンケートは、町内の中小企業が抱える経営課題や町に対する施策の期待等を聴取し、中小企業者の経営実態に即した施策の立案を目的としています。

#### ②回答事業者の属性

事業者の主な業種は、「製造業・サービス業」からの回答が26.7%と最も多い、次いで「建設業・小売業」16.7%と続いています。代表者・役員を除く従業員数は、「1～5人」が46.7%ともっとも多く、次いで「0人・6～20人」が16.7%と続いています。創業年数は「30年超」が46.7%と最も多い、次いで「11～30年」が23.3%、「6～10年」16.7%、「5年以下」13.3%と続いています。資本金は、「500万円以下」53.3%、「1000万円～3000万円以下」26.7%、「1000万円以下」13.3%と続きます。



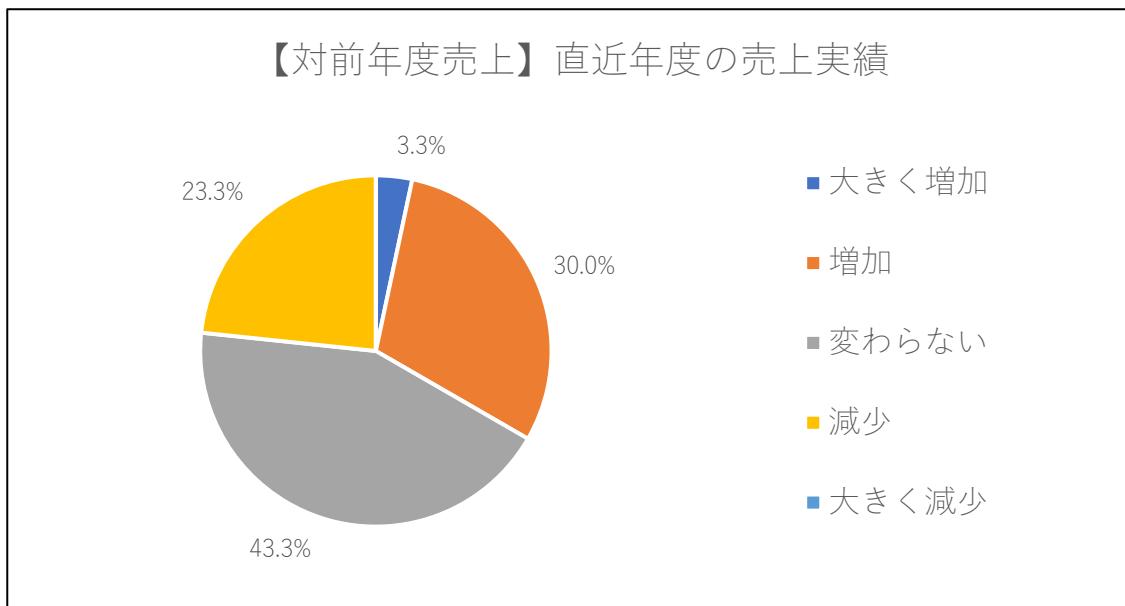


### ③アンケート結果の概要

#### ■前年度と比べた売上高・粗利益の推移について

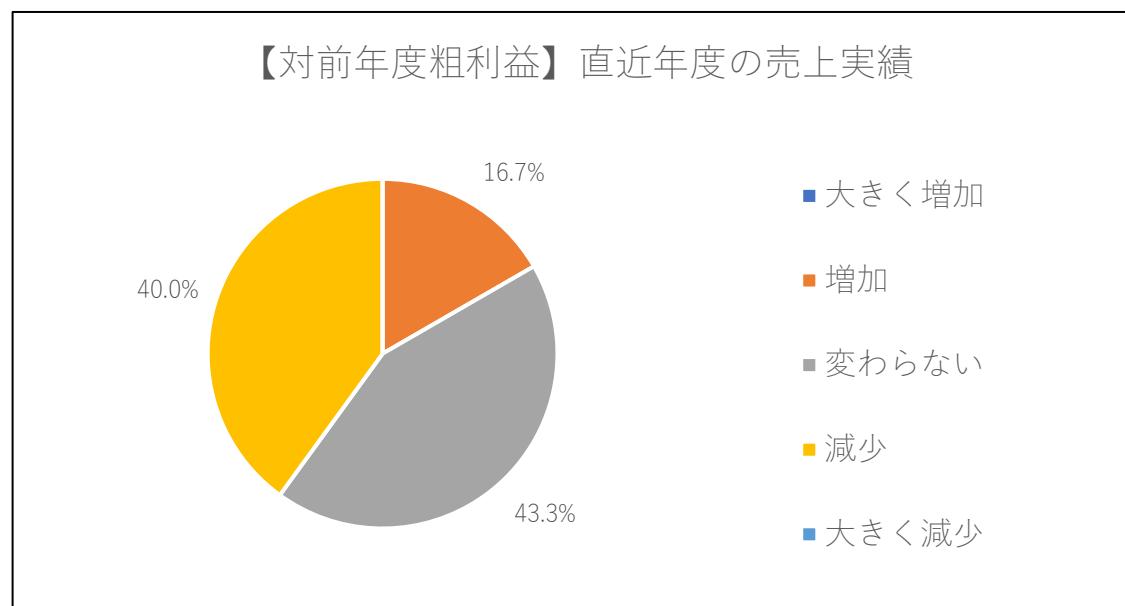
##### 売上高

直近年度の売り上げ実績は、前年度と比べ「変わらない」が43.3%、「増加」が30.0%、「減少」が23.3%、「大きく増加」が3.3%を占めています。



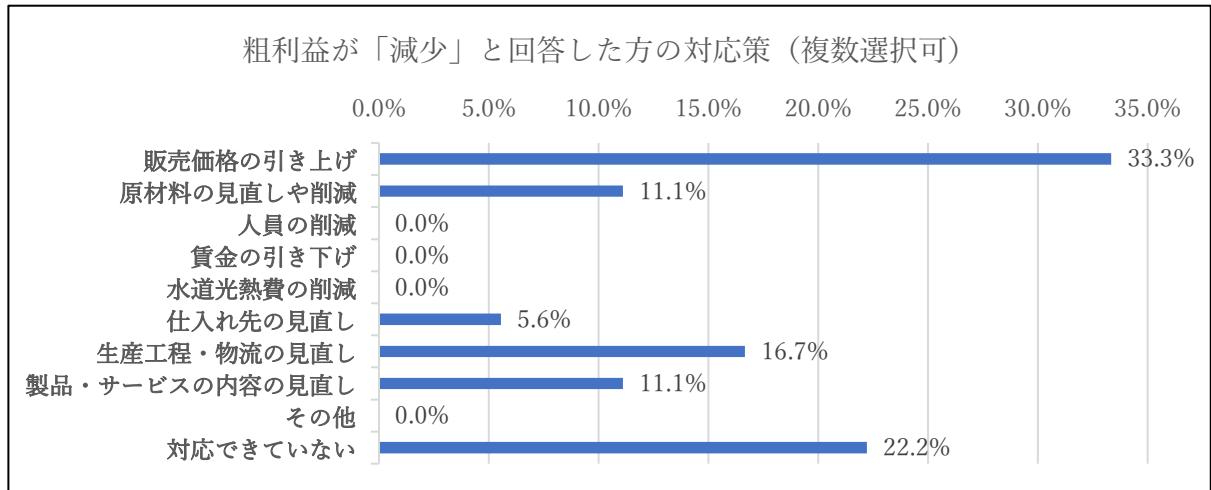
##### 粗利益

直近年度の売り上げ実績は、前年度と比べ「変わらない」が43.3%、「増加」が16.7%、「減少」が40.0%を占めています。



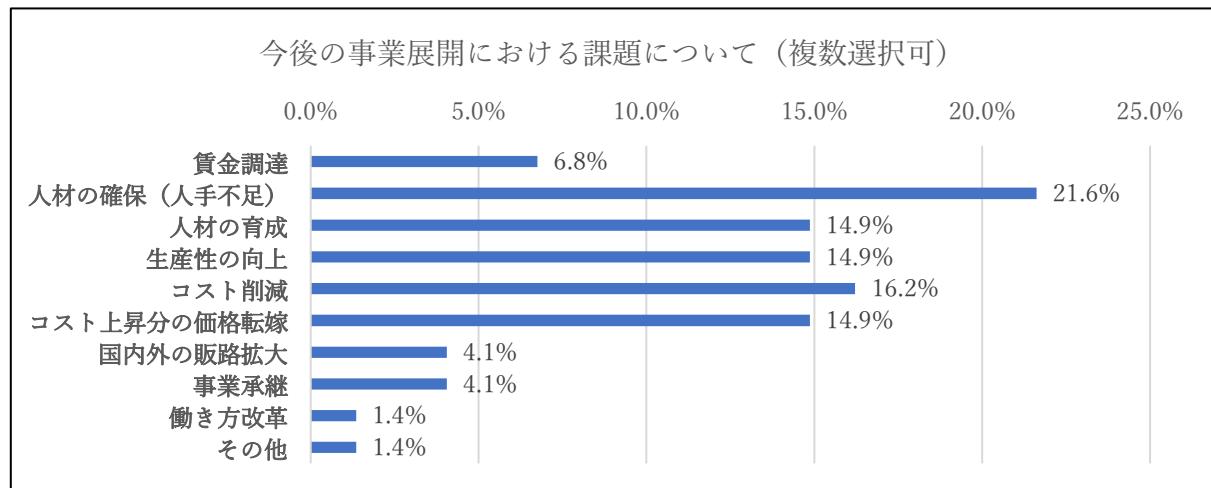
## ■利益が減少した要因

利益が「減少」した事業者に、対応策を聞いたところ、「販売価格の引き上げ」が 33.3%と最も多く、次いで「対応できていない」が 22.2%、「生産工程・物流の見直し」が 16.7%と続いています。



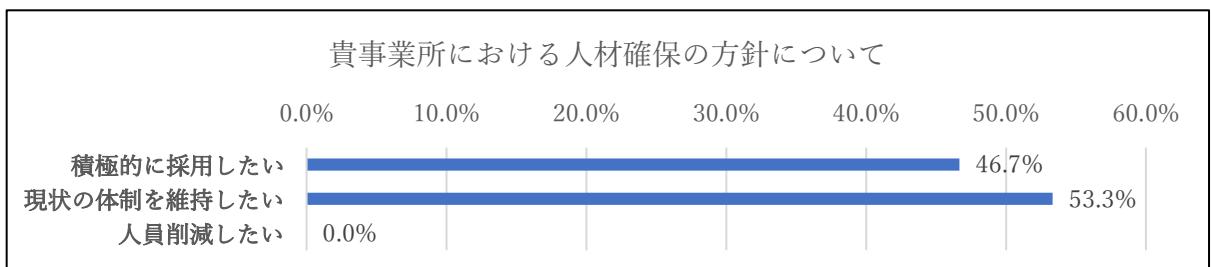
## ■今後の事業展開における課題

今後の事業展開における課題を聞いたところ、「人材の確保」が 21.6%と最も多く、次いで「コスト削減」が 16.2%、「人材育成・生産性の向上、コスト上昇分の価格転嫁」がそれぞれ 14.9%と続いています。



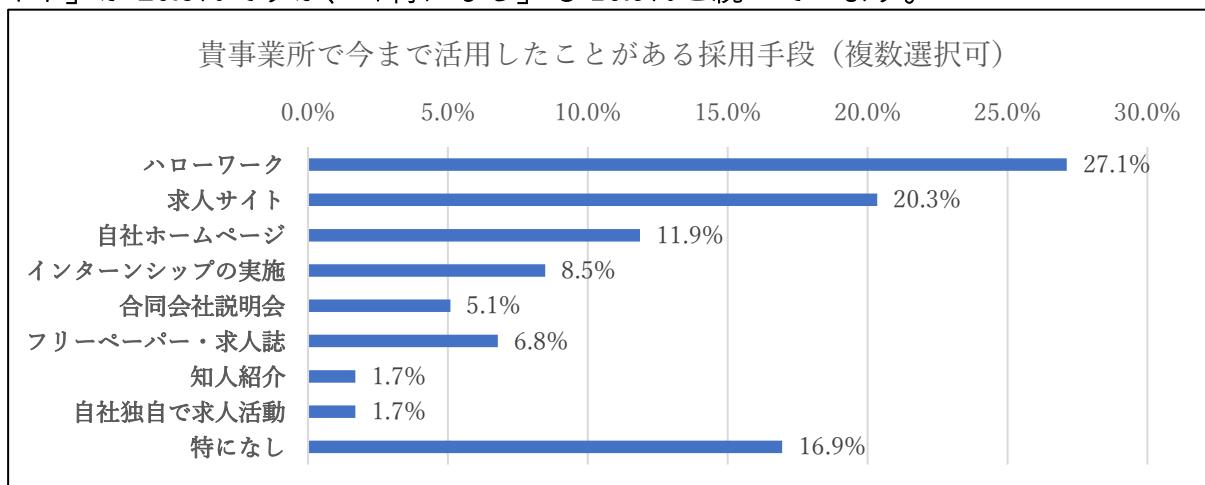
## ■事業所における人材確保の方針

事業所における人材確保の方針としては、「現状の体制を維持したい」が 53.3%、「積極的に採用したい」が 46.7%、「人員削減したい」が 0%となっています。



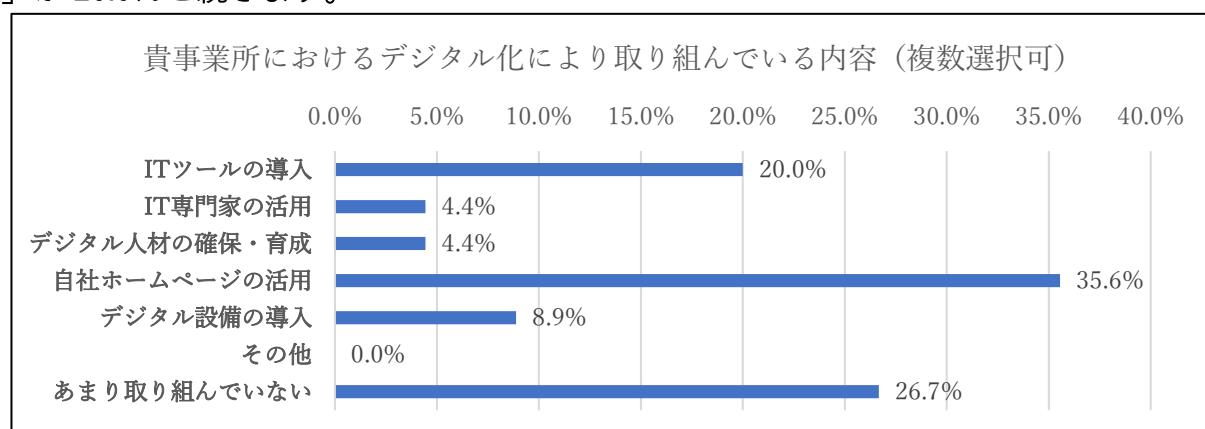
## ■事業所で今まで活用したことがある採用手段

人員の採用手段としては、「ハローワーク」が最も多く 27.1%で、次いで「求人サイト」が 20.3%ですが、「特になし」も 16.9%と続いています。



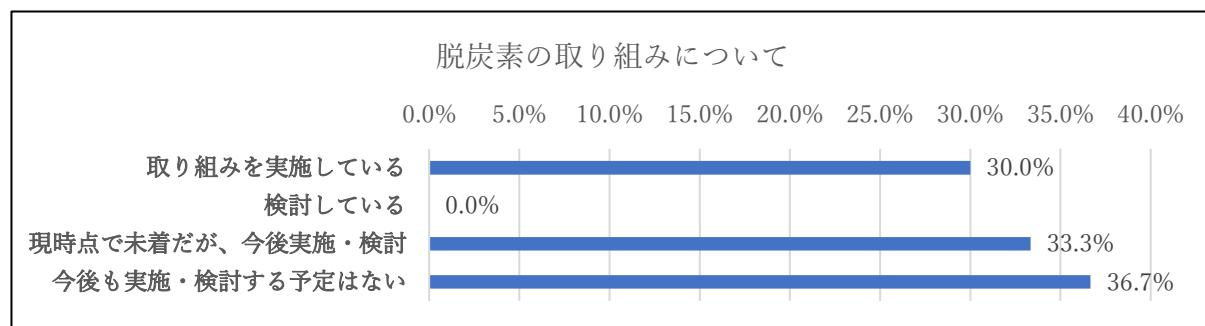
## ■事業所におけるデジタル化により取り組んでいる内容

事業所におけるデジタル化の取り組み状況ですが、「自社ホームページの活用」が 35.6%ですが、次いで「あまり取り組んでいない」が 26.7%、「ITツールの導入」が 20.0%と続きます。



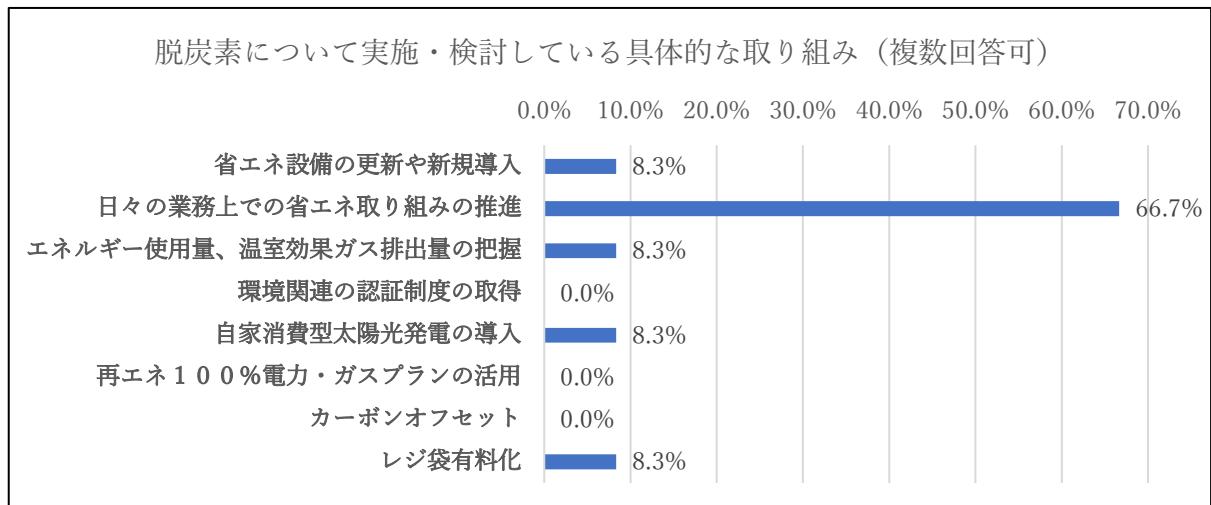
## ■脱炭素の取組について

事業所の脱炭素への取り組み状況ですが、「取り組みを実施している」が 30.0%ですが、「現時点未着だが、今後実施・検討」が 33.3%、「今後も実施・検討する予定はない」が 36.7%で、7割の事業者が実施していない状況です。



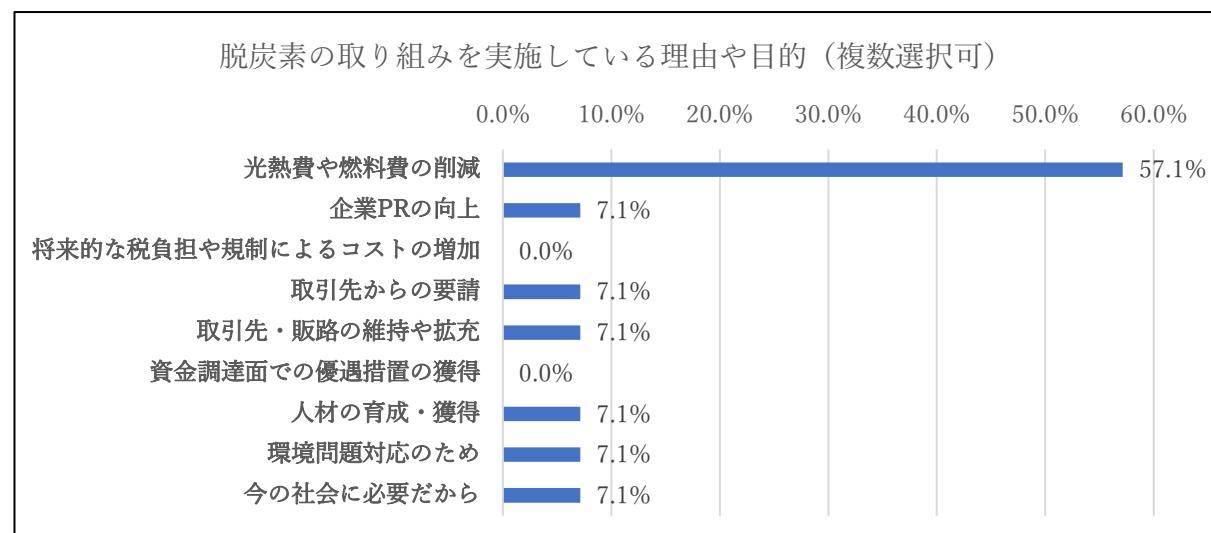
## ■脱炭素の取組について、実施・検討している具体的な取り組み

脱炭素について実施・検討している具体的な取り組みとして、「日々の業務上で省エネ取り組みの推進」が66.7%と最も多い結果となりました。



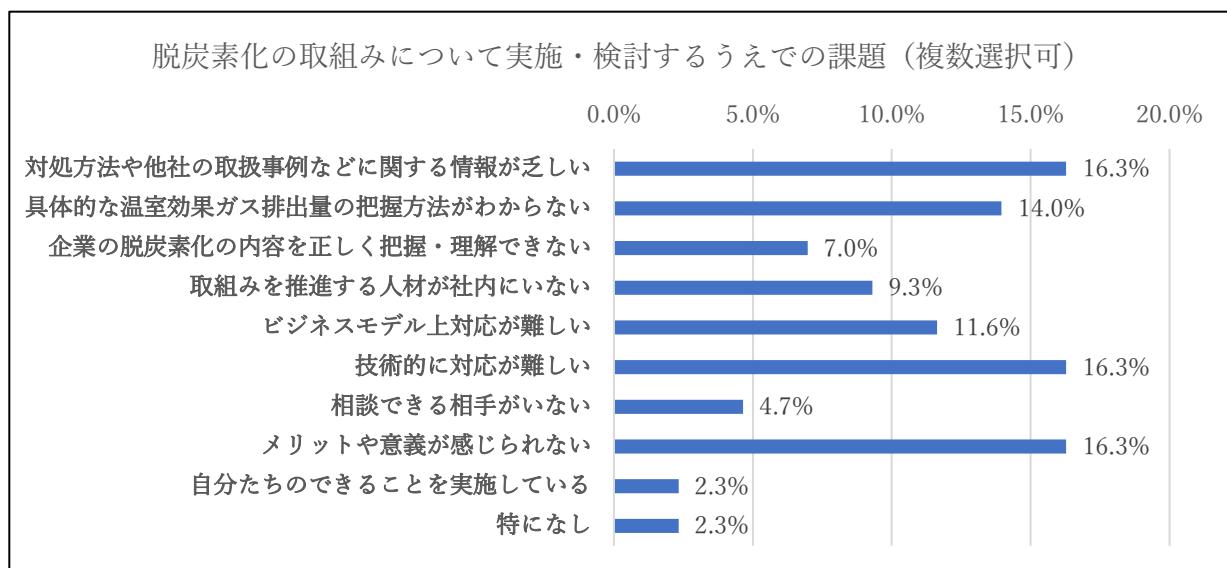
## ■脱炭素の取り組みを実施している理由や目的

脱炭素の取り組みを実施している理由や目的として、「光熱費や燃料費の削減」が57.1%と最も多い結果となりました。



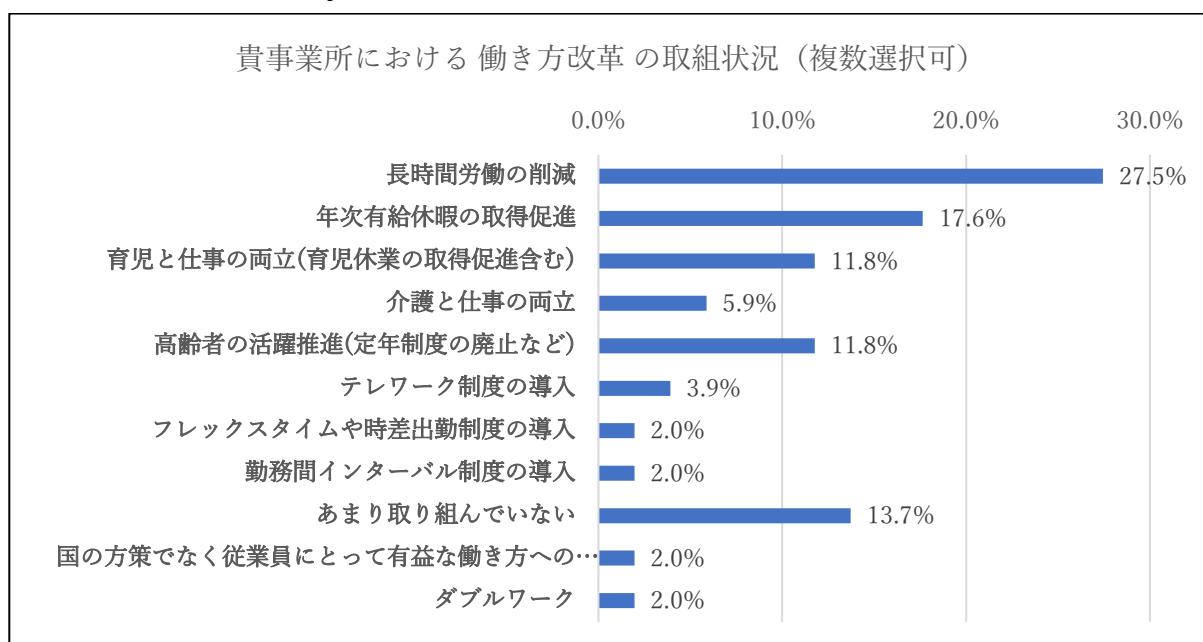
## ■脱炭素の取組みについて実施・検討するうえでの課題

脱炭素の取組みについて実施・検討するうえでの課題として、「対処方法や他社の取組事例などに関する情報が乏しい」「技術的に対応が難しい」「メリットや意義が感じられない」がそれぞれ 16.3%、「具体的な温室効果ガス排出量の把握方法がわからない」が 14.0%、「ビジネスモデル上対応が難しい」が 11.6%と続いています。



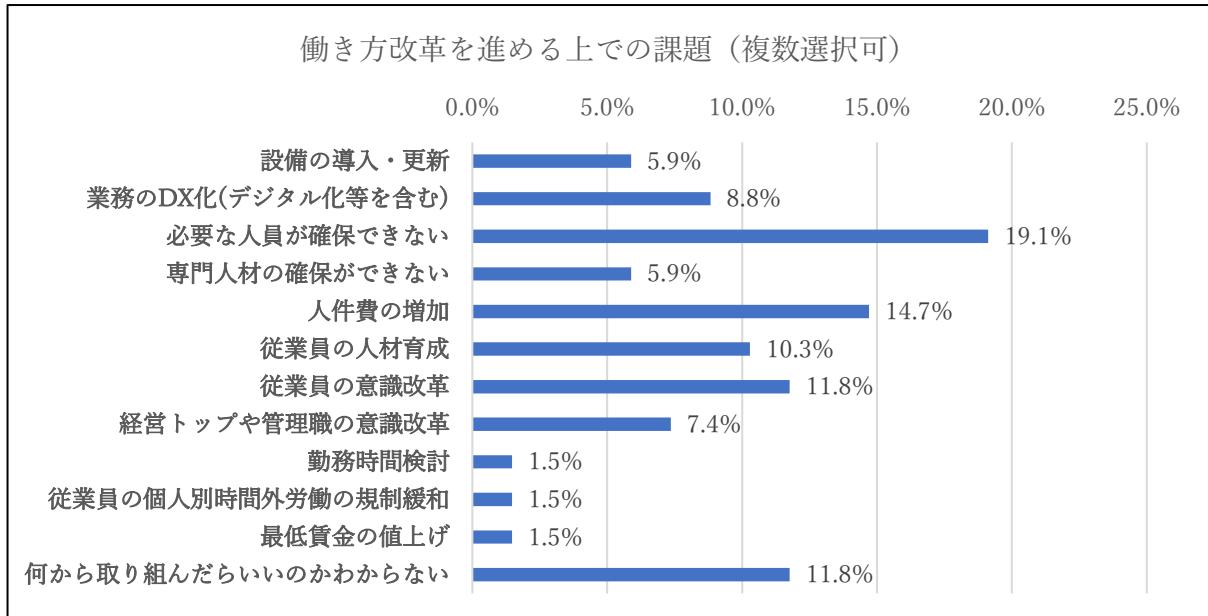
## ■事業所における働き方改革の取組状況

働き方改革の取組状況ですが、「長時間労働の削減」が 27.5%、次いで「年次有給休暇の取得促進」が 17.6%となっていますが、「あまり取り組んでいない」も 13.7%となっています。



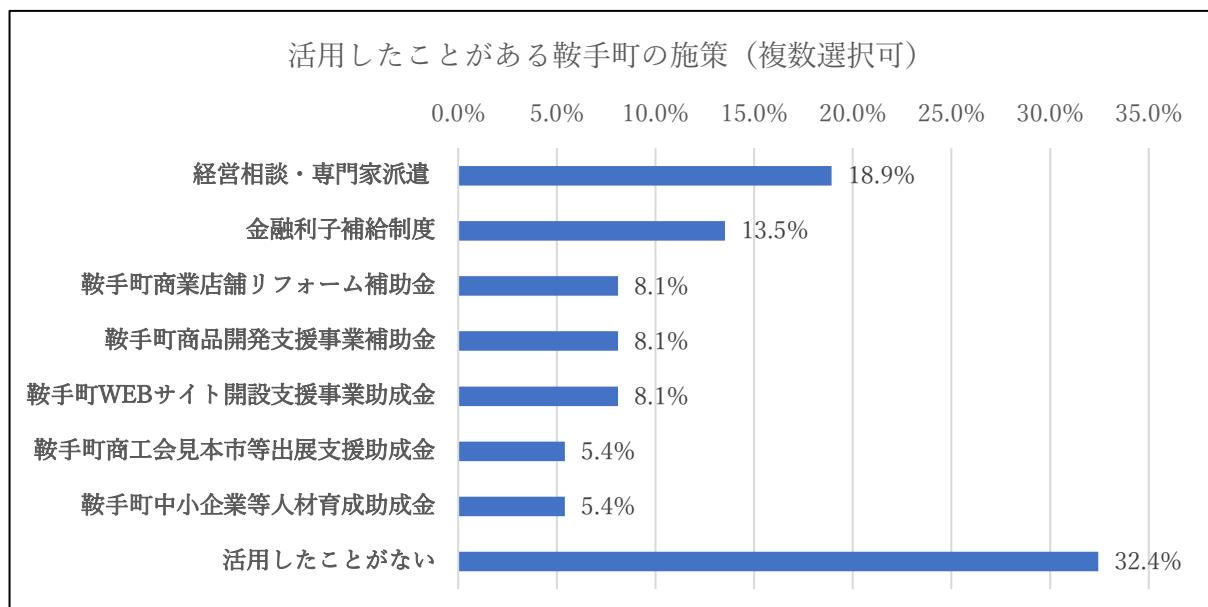
## ■働き方改革を進めるうえでの課題

働き方改革を進めるうえでの課題ですが、「必要な人員が確保できない」が19.1%と最も多く、「人件費の増加」が14.7%、「従業員の意識改革」「何から取り組んだらいいのかわからない」がそれぞれ11.8%と続いています。



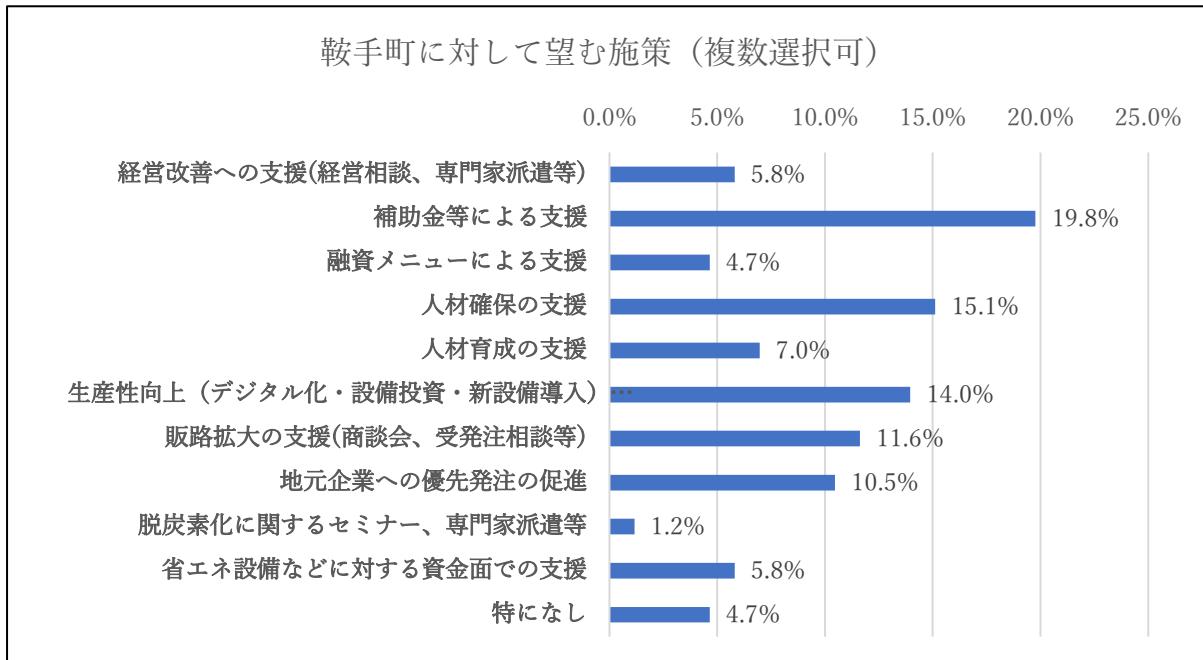
## ■活用したことがある鞍手町の施策

活用したことがある鞍手町の施策としては、「活用したことがない」が32.4%で、商工会に委託している「経営相談・専門家派遣」が18.9%、「金融利子補給制度」が13.5%と続いています。



## ■鞍手町に対して望む施策

鞍手町に対して望む施策として、「補助金等による支援」が最も多く 19.8%、次いで「人材確保の支援」が 15.1%、「生産性向上」が 14.0%と続いています。



## 5 中小企業を取り巻く課題

中小企業を取り巻く経営環境は、コロナウィルス感染症の流行や原油・原材料価格の高騰、資機材等の調達難や人材不足など依然として厳しい状況が続いています。こうした、経営環境の変化に対応するためには、価格転嫁に加えて、DX(デジタルトランスフォーメーション)やGX(グリーントランスフォーメーション)といった構造変化も新たな挑戦と捉えた投資の拡大等に取り組み、生産性の向上や賃上げを促進していくことが重要です。

本町と鞍手町商工会が行った中小企業者に対するアンケート結果によりますと、対前年度売上で26.6%、対前年度粗利益で40.0%が減少しているとの回答結果が得られています。その売上の減少に対する対策としては、「価格の引き上げ」や「原材料の見直し」、「生産工程・物流の見直し」等となっていますが、一方で対応できていない事業者も2割程度いることが分かりました。

今後の事業展開における課題としては、「人材確保(人手不足)」のほか、「生産性の向上」や「コスト削減」、「コスト上昇分の価格転嫁」など販売価格に直結する内容の課題を挙げられている事業者が多くなっています。また、町に望む施策については、「補助金等による支援」や「生産性向上」が上位にあり、設備投資等に係る補助金制度を求められていることが伺えます。

「人材確保(人手不足)」に関する回答として、「積極的に採用したい」、「現状の体制を維持したい」が全てを占めています。

社会的な取組として働き方改革が進められていますが、長時間労働の見直しや有給休暇、育児休暇の取得促進、賃上げなど、労働環境の改善が求められています。しかし、経営基盤が十分でない企業では、賃上げが大きな障壁となっています。また、働き方改革は進んでいるものの「必要な人材が確保できない」など、経営の根幹を揺るがす課題も浮き彫りになっていることから、企業イメージの向上や企業情報の発信などプロモーションにも注力していく必要があると考えます。

脱炭素については、「今後、実施・検討」や「実施する予定はない」が全体の70%を占めており、取り組みの遅れが課題として見て取れます。実施の課題としては、「情報が乏しい」や「具体的な数値の把握方法がわからない」、「メリットや意義が感じられない」が上位を占めており、行政からの継続的な情報提供が必要であると考えています。

町に対して望む施策については、「補助金等による支援」「人材確保の支援」「生産性向上の支援」が全体の約50%を占めており、今後の中小企業の支援において、本町と鞍手町商工会、金融機関等の果たす役割は大きいといえます。

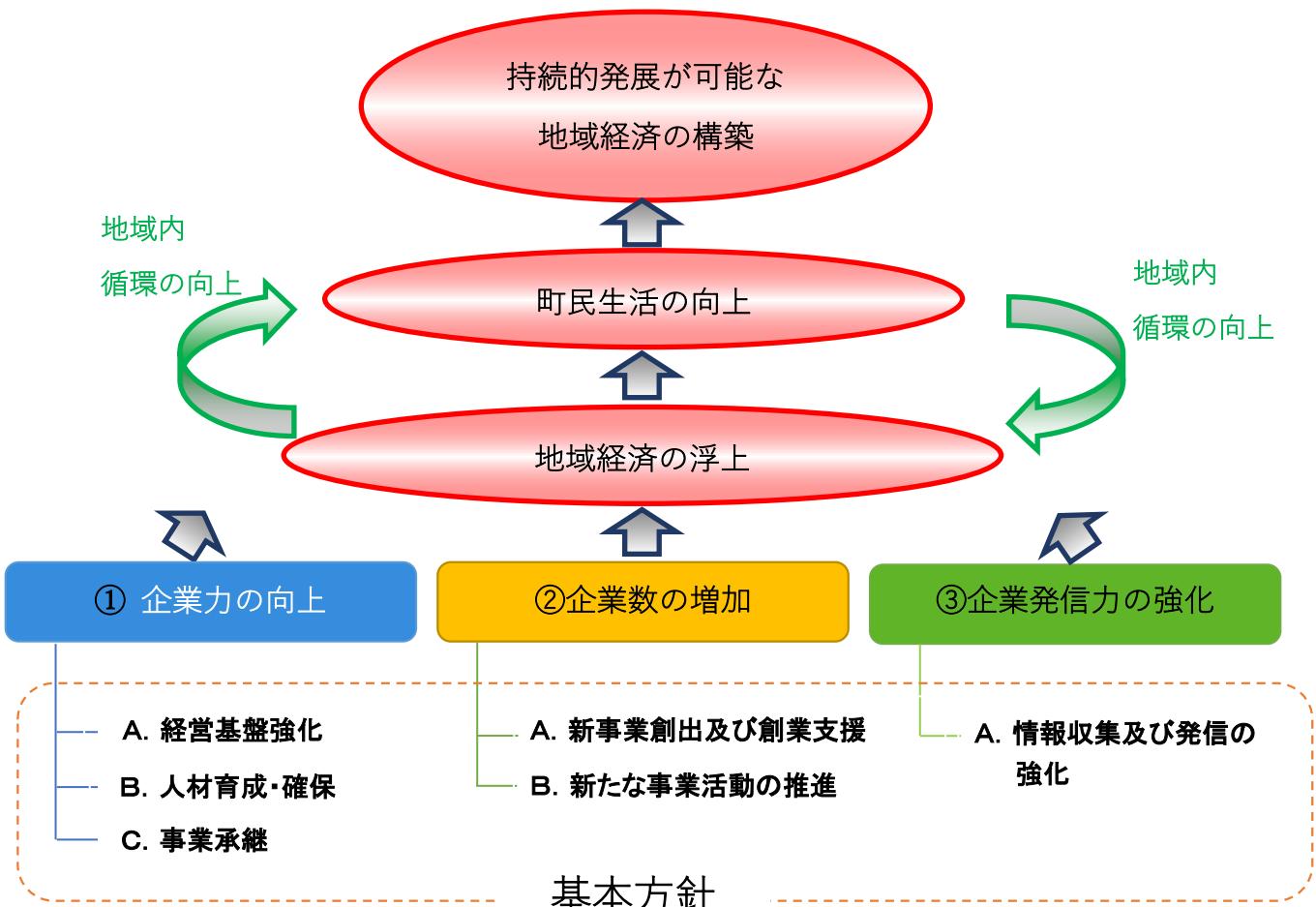
# 第3章 中小企業の振興に関する計画策定の基本方針

## 1 基本的な考え方

中小企業は、就業機会の提供による地元の雇用や新たな産業の創出等、町の経済の安定と町民の生活向上・交流の促進に寄与する存在として、その活力を最大限に發揮し、成長・発展するのみならず事業を継続して地域を支え続けることは、鞍手町の経済の好循環をもたらす重要な存在であると考えます。第2次鞍手町中小企業活性化計画においても第1次計画に掲げた地域経済の持続的発展を目標に引き続き取り組んでいきます。

## 2 計画の基本方針

計画は、①企業力の向上、②企業数の増加、③企業発信力の強化を3つの柱として、鞍手町、経済団体等<sup>\*2)</sup>が協力し、持続的発展が可能な地域経済の構築に取り組んでいきます。<sup>\*2)</sup> 経済団体等とは、鞍手町商工会及び政府金融機関並びに鞍手町に本店又は支店を置く銀行、信用金庫、その他金融機関をいいます。



# 第4章 中小企業の振興施策の展開

## 1 基本方針ごとの方向性・取り組み内容

中小企業は、人口減少や生活様式の変化などにより需要の減少に直面しています。また、社会経済を取り巻く環境の変化は日々加速しており、第1次計画の間にも、コロナ禍による消費者の生活スタイルの変化や円安による原材料費や物価の上昇など、地域経済は経営戦略の立て直しを迫られています。

鞍手町では、こうした外部環境の変化や先に実施した事業者アンケートを基に、地域経済を活性化すべく、早期に着手すべき優先的事項を設定し取組みを推進していきたいと考えています。

### ①-A 経営基盤強化

#### 【方向性】

経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援等により、中小企業の経営基盤の安定強化を図ります。



#### 【基本的施策】

##### (1) 経営に関する相談及び指導の充実

1. 商工会の経営指導員による巡回指導や窓口相談などにより、金融、財務、労務、経営・技術の改善など、中小企業の経営全般にわたる支援を行います。
2. 中小企業の経営等に関する課題に対して、その課題内容に応じた専門家を派遣し、個別相談・指導を行います。
3. 経営・マーケティング、生産管理などの経営課題に対する経営相談会を開催します。

##### (2) 事業計画の策定及び資金調達の支援

1. 中小企業の経営基盤強化及び安定の実現のため、経済団体等が連携し、事業計画の策定を支援します。
2. 日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金（マ



ル融資）を活用する事業者の金利負担の軽減を図ります。

- 新分野への参入や新たな事業展開など、経営基盤の強化に取り組む中小企業に対し、関係機関の支援制度など必要な情報を提供します。

## ①-B 人材育成・確保

### 【方向性】

人口減少時代を迎え、労働力人口の減少が進む中、地域経済の持続的発展のためには、優秀な人材の確保・育成を図ることが重要です。このため、技術力など個人能力の向上に対する取り組みを支援します。

### 【基本的施策】

#### (1) 技術・技能向上の取り組みに対する支援

- 国や県、関係機関と連携し、中小企業の経営者をはじめ従業員の技術・技能の習得やキャリアアップ研修等の情報提供を行います。
- 中小企業の経営者をはじめ従業員の技術・技能習得のため、各種研修やセミナーへの参加しやすい環境づくりを行います。

#### (2) 就労支援

- 労働環境の改善を図り、新規労働者の確保や定着につなげる取り組みを支援します。



## ①-C 事業承継

### 【方向性】

事業者の多くは、経営者の高齢化や後継者不足などにより、将来的な展望を描けず、経営の低迷や廃業に直結する可能性が大きい状況にあります。事業者が活力を失うことは地域経済全体の衰退に直結するため、関係機関と連携を図りながら、後継者対策に取り組んでいきます。

### 【基本的施策】

#### (1) 円滑な事業承継の支援

- 商工会等が相談窓口を設置し、個別相談・指導にあたります。
- 福岡県事業承継ネットワークを活用し、事業承継に係る相談、専門家派遣など事業承継を必要とする事業者の支援を行います。

3. 国や県、関係機関と連携し、支援制度などの情報提供を行います。
4. 経営者が早期に後継者の育成に着手できるよう、学習や相談の場を提供するなど、関係機関と連携して円滑な事業承継を支援します。

## (2) 事業計画の策定支援

1. 円滑な事業承継の促進に向けて、事業承継を希望する事業者に対し、経済団体等が連携して事業計画の策定を支援します。

### ②-A 新事業創出及び創業支援

#### 【方向性】

新たなビジネスモデルをもって市場に参入する創業者が増加していくことは、関連産業の活性化につながり、既存事業者の経営革新を促すうえでも大きな期待ができることから、新たな事業に挑戦できる環境づくりを進めます。

#### 【基本的施策】

##### (1) 情報提供と相談体制の充実

1. 鞍手町創業支援事業計画に基づき、認定連携創業支援等事業者である商工会及び金融機関等と行政機関が連携を密にし、創業希望者等に対して情報提供や指導等を行い創業の実現を目指します。
2. 創業希望者が創業に向けて具体的な検討ができるよう、商工会の窓口相談を充実します。
3. 創業時から軌道に乗るまで段階に応じた伴走型（個別相談・指導）支援を行います。

##### (2) 事業計画の策定及び資金調達の支援

1. 創業に意欲を持つ人が、創業し安定した経営ができるよう、経済団体等が連携し、創業時の事業計画の策定を支援します。
2. 創業融資を受けた事業者の金利負担の軽減を図ります。



## ②-B 新たな事業活動の推進

### 【方向性】

地域に埋もれた優良な資源を活用し、新たな商品づくりや地域の賑わいづくりを進めていきます。



### 【基本的施策】

#### (1) 地域資源活用の促進

1. 地域の空き店舗などを活用した新規創業者の進出やサービス向上や事業改革、魅力向上を図るための既存事業者の取り組みに対して支援を行います。
2. 中小企業の商品、技術、サービス等を紹介する展示会等への出展に対する支援を行います。
3. 農林水産物や製造技術等の地域資源を活用した新たな商品づくりや販路拡大の取り組みに対して支援を行います。
4. 事業者の積極的な新規事業活動を推進するため、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディング（GCF）に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

#### (2) 事業計画の策定支援

1. 地域資源を活用した新たなビジネスモデルを持続可能なものとするため、経済団体等が連携して事業計画の策定を支援します。

## ③-A 情報収集及び発信の強化

### 【方向性】

情報通信技術を活用し、中小企業の商品、技術及びサービスに関する情報や求人情報など、広く中小企業の紹介を行い、企業のイメージアップと信頼性の向上、販路拡大、人材確保を図ります。

### 【基本的施策】

#### (1) I C T の利活用

1. ホームページの開設やネットビジネスの展開など、情報発信のツールとして中小企業の情報通信技術の利活用を促進します。

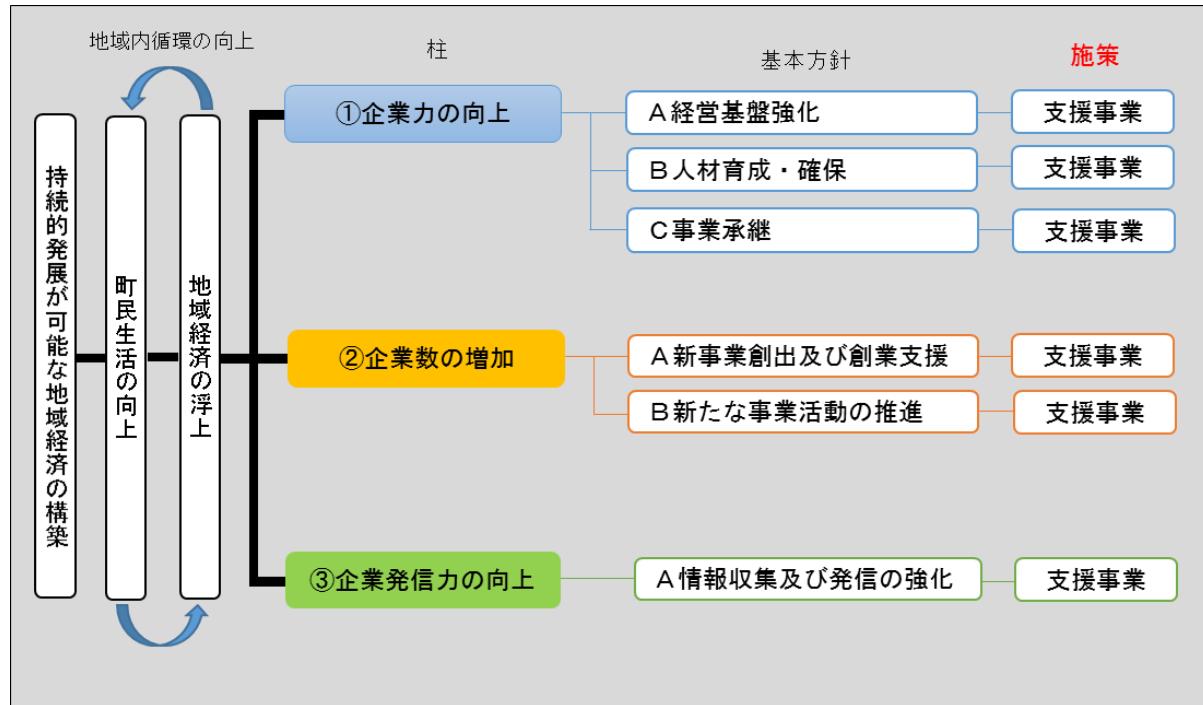
2. 企業間、関係機関との情報交換・共有に係る通信手段として、ＩＣＴの重要性や必要性について、各種研修やセミナー等の開催を支援し、利活用の促進を図ります。
3. 自社のイメージアップや商品紹介等のＰＲに積極的に取り組む企業を応援し、そのプロモーション活動を支援します。



# 第5章 施策の具体的取組み

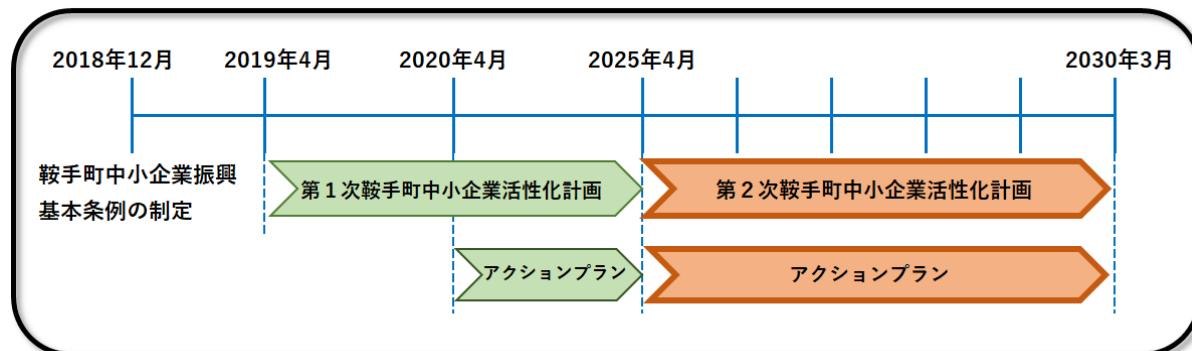
## 1 アクションプラン

アクションプランは、第4章で示した基本方針を推進していくための具体的な事業について、事業内容や事業実施の方向性、事業の成果を表す指標及び目標値などを定め、本計画をより実効性のあるものとします。



## 2 計画期間

アクションプランの期間は、2025年4月から2030年3月までの5年間とします。



### 3 事業別アクションプラン

事業別アクションプランは、現在取り組んでいる各事業の内容や実績、成果指標、目標値のほかに、今後実施を予定している事業や検討すべき取り組みについて考え方を示すものです。

#### 【基本方針Ⅰ】 ①－A 経営基盤強化

##### ●今後実施を検討する新たな取組

###### 1－脱炭素普及啓発事業

実施した事業者アンケートによると、脱炭素に取り組んでいる事業者の理由として光熱費や燃料費の削減が挙がっており、脱炭素がコスト削減に一定の効果があることに理解がある一方、取り組んでいない事業者からは、脱炭素に関する内容や意義がわからないなどの意見が挙がっています。脱炭素普及には事業者の脱炭素への理解を深めることが重要であるとして、環境担当部署と連携し、事業者間の情報交換による横のつながりの強化を視野に、他自治体との合同セミナーや先進事例の紹介など、情報提供を中心とした支援を中心に脱炭素普及啓発事業に取り組みます。

2025年度 (R7年度)			2026年度 (R8年度)			2027年度 (R9年度)			2028年度 (R10年度)			2029年度 (R11年度)		
4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3
○	○	◆	★	★	★									➡

(○：実施検討 ◆：準備 □：ネットワークづくり ★：開始 ➡：継続 ×：終了・廃止)

##### ●現在実施している支援事業

No.	事業名
1	専門家派遣事業
2	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付事業
3	店舗等リフォーム補助金事業
4	工場等設置奨励事業
5	先端設備導入支援事業

●支援事業別アクションプラン

NO.	1	事業名	専門家派遣事業	
事業内容		町内中小企業の経営体質の強化や情報技術への対応など、中小企業の経営に関する課題に対して、その課題に応じた専門家を派遣するもの。【1社(者)につき3回まで】		
事業実績		派遣企業数 45社(者)(2020～2023年度)		
2025～2029年度 事業実施の方向性				
町内中小企業の経営課題の相談・解決については商工会の経営指導員が経営改善事業として対応を行っているが、特に課題解決が困難な中小企業に対しては、より高度な専門的知識を有する専門家の知見を以って課題解決を図ることが望まれる。 本事業を行うことで、専門家と経営指導員の連携が可能になり、難易度の高い課題解決と同時に持続的な事業発展が見込まれることから、今後も継続して取り組んでいくものとする。				
重要業績評価指標(KPI)				
成果指標	派遣企業数			
策定時 (2023年度)	13社(者)			
目標値 (2025～2029年度)	50社(者)(年10社(者))			

NO.	2	事業名	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給金交付事業		
事業内容		町内小規模事業者が日本政策金融公庫から経営に係る融資を受け、初めて借り入れた日の翌月から起算して1年間に支払った利子の合計額に対して補助するもの。			
事業実績		申請率 100%(2020年度) 33%(2021年度) -%(2022年度) 100%(2023年度)			
2025～2029年度 事業実施の方向性					
令和3年度より新型コロナウイルス感染症対策で日本政策金融公庫より実質無利子での貸し付けが行われていたが、令和5年度中に終了したため、コロナ禍後の融資制度としてマル経融資にて継続支援とする。今後徐々に利用者が増加していくと想定されるため、利用を促していく。					
重要業績評価指標(KPI)					
成果指標	申請率				
策定時 (2023年度)	100% (1件中1件)				
目標値 (2025～2029年度)	80%				

NO.	3	事業名	店舗等リフォーム補助金事業
		事業内容	町内の空き店舗や空き家を活用して新規創業する事業者や、施設、設備の老朽化やさらなる事業展開を予定している既存事業者の事業所等の改修費を補助するもの。 新規創業者(補助率3／5 上限35万円) 既存事業者(補助率1／2 上限25万円)
		事業実績	補助金利用実績 8社 (2020 年度～2023 年度)
2025～2029年度 事業実施の方向性			
第1次計画では商業店舗のみを対象としていたが、製造業や建設業なども新規創業の可能性があることや、商業店舗以外の既存事業者においても事業所や展示スペースなどの老朽化が進んでいることから、対象業種を商業以外にも拡充する。今後も企業の増加や成長発展等需要に応じて制度の見直しを図りながら取り組んでいくものとする。			
重要業績評価指標(KPI)			
成果指標			補助金利用者数
策定時 (2023 年度)			4社(者)
目標値 (2025～2029 年度)			20社(者)(年4社(者))

NO.	4	事業名	工場等設置奨励事業
		事業内容	町内企業(個人・法人)の工場等の新設及び増設並びに機械装置の導入を奨励し、産業の振興と雇用の促進を図るもの。 (優遇措置:課税免除 3年間)
		事業実績	指定企業数 13社 (2020 年度～2023 年度)
2025～2029年度 事業実施の方向性			
工場等設置奨励事業は、条例に基づく工場等設置奨励審議会において審議され、企業の指定後、議会の議決を受けて税の免除措置を行っている。審議会では、年間平均3社程度の指定を行っており、今後も必要に応じて制度の見直しを図りながら企業の成長発展と雇用の拡大に取り組んでいくものとする。			
重要業績評価指標(KPI)			
成果指標			指定企業数
策定時 (2023 年度)			2社(者)
目標値 (2025～2029 年度)			15社(者)(年3社(者))

NO.	5	事業名	先端設備導入支援事業		
事業内容		生産性向上特別措置法に基づく市町村計画に沿った設備等を新たに導入する中小企業に対して税の優遇措置を行うもの。 (優遇措置:課税免除 2年間)			
事業実績		認定企業数 6社 (2023 年度～2024 年度)			
2025～2029年度 事業実施の方向性					
中小企業経営強化法に基づくこの事業は、2027年度(令和9年3月末)までの時限付事業である。事業計画では2年間で10件の認定を行うこととしている。今後も商工会等の経営革新等支援機関と連携を図りながら、速やかに認定を行い企業の労働生産性向上につなげていきたいと考える。					
重要業績評価指標(KPI)					
成果指標		認定企業数			
策定時 (2023 年度)		5社(者)			
目標値 (2025～2029 年度)		10社(者)(年2社(者))			

## 【基本方針 II】 ①－B 人材育成・確保

### ●今後実施を検討する新たな取組

#### 1－人材確保支援事業

実施した事業者アンケートによると、今後の事業展開における課題に人材の確保（人手不足）を挙げている事業者が多く、また働き方改革を進める上での課題でも、必要な人員が確保できないとの回答が多くなっています。企業の持続と更なる成長を促すため、安定した人材確保に向けてどのような支援が効果的であるか関係機関と連携し内容の検討を進めています。

2025年度 (R7年度)			2026年度 (R8年度)			2027年度 (R9年度)			2028年度 (R10年度)			2029年度 (R11年度)		
4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3
○	○	◆	★	★	★									

(○：実施検討 ◆：準備 □：ネットワークづくり ★：開始 →：継続 ×：終了・廃止)

●現在実施している支援事業

No.	事業名
1	人材育成支援事業

●支援事業別アクションプラン

NO.	事業名	人材育成支援事業
事業内容		企業が成長していくためには、経営者や企業を支える社員が能力を最大限に発揮する必要がある。経営者等のスキルアップ、キャリアアップを目的とした研修会等への参加費用に対し支援を行う。
事業実績		利用実績 4社（2021年度～2023年度）
2025～2029年度 事業実施の方向性		
事業者アンケートでの課題では人材育成が挙がっており、また働き方改革を進める上でも経営者や管理職、従業員の意識改革が必要とされている。今後、人口減少による働き手不足の問題から、AI（※1）やIOT（※2）の活用など業務のDX（※3）化は避けては通れず、それに伴う個人の意識改革や知識・能力の向上は重要である。より事業の利用を促し、経営者や従業員のスキルアップやキャリアアップを企業成長や働き方改革の推進につなげていく。		
重要業績評価指標（KPI）		
成果指標	利用者数	
策定時 (2023年度)	1社(者)	
目標値 (2025～2029年度)	15社(者)(年3社(者))	

※1 AI …人工知能。

※2 IOT…さまざまな「モノ(物)」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

※3 DX …企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

## 【基本方針Ⅲ】 ①-C 事業承継

### ●現在実施している支援事業

No.	事業名
1	事業承継の支援に関する情報提供
2	鞍手町商工会による事業承継相談
3	専門家派遣事業（再掲）

### ●支援事業別アクションプラン

NO.	1	事業名	事業承継の支援に関する情報提供	
事業内容		経営者の高齢化と後継者不足、事業の将来性や発展性が見込めないなど、事業者が直面している承継問題に対する支援事業の情報を提供するもの。		
事業実績		情報提供回数 16回(2020～2023年度)		
2025～2029年度 事業実施の方向性				
福岡県事業承継・引継ぎ支援センターから提供される支援事業の内容や県の補助金制度等の情報を町の公式ホームページや広報紙などで速やかに提供するものとする。また、併せて会社の譲渡や譲受希望者の情報を同支援センターに提供し、事業承継の促進を図る。				
重要業績評価指標(KPI)				
成果指標		情報提供回数		
策定時 (2023年度)		4回		
目標値 (2025～2029年度)		25回(年5回)		

NO.	2	事業名	鞍手町商工会による事業承継相談
鞍手町商工会の単独事業であり、事業実績及びその成果は商工会のものとなるため、成果指標、目標値等については設定しない。			

NO.	3	事業名	専門家派遣事業
基本方針Ⅰにおいて記載			

## 【基本方針Ⅳ】 ②－A 新事業創出及び創業支援

### ●現在実施している支援事業

No.	事業名
1	産業競争力強化法に基づく創業支援事業
2	創業融資資金利子補給金交付事業
3	店舗等リフォーム補助金交付事業（再掲）
4	事業承継の支援に関する情報提供（再掲）
5	鞍手町商工会による事業承継相談（再掲）

### ●支援事業別アクションプラン

NO.	1	事業名	産業競争力強化法に基づく創業支援事業	
事業内容		創業支援事業計画に基づく創業相談窓口の設置や専門家を派遣し、創業希望者へのサポートを行うもの		
事業実績		創業者数 9社(者)(2020～2023年度)		
2025～2029年度 事業実施の方向性				
本町と経済団体等(商工会、金融機関等)の協力により、4ヵ年で9社(者)の創業者を創出した。今後も経済団体等や関係機関・団体との連携強化を図り、更なる創業者の創出のため、様々な創業支援事業に取り組んでいくこととする。				
重要業績評価指標(KPI)				
成果指標		創業者数		
策定時 (2023年度)		2社(者)		
目標値 (2025～2029年度)		12社(者)(年3社(者))		



NO.	2	事業名	<b>創業融資資金利子補給金交付事業</b>			
事業内容	町内で創業する方の創業時の負担軽減と経営の安定化を目的として、創業者が受けた融資に係る利子部分に対して、補助金を交付するもの。(補助率1/2 上限額5万円)					
事業実績	申請件数 0件(2023年度)					
<b>2025～2029年度 事業実施の方向性</b>						
<p>本事業の交付対象者となる創業者は、第1次中小企業活性化計画期間(2020～2023年)中9人を創出し、本事業の利用相談もっているものの、実績は0件となっている。今後は、商工会や経済団体と共に継続した情報発信等による事業周知や相談体制の充実に取り組み、また、制度を利用しやすいよう申請要件の見直しを検討するなど、申請件数増加につなげていく。</p>						
<b>重要業績評価指標(KPI)</b>						
成果指標	申請件数					
策定時 (2023年度)	0件					
目標値 (2025～2029年度)	5件(年1件)					

NO.	3	事業名	<b>店舗等リフォーム補助金交付事業(再掲)</b>
基本方針Ⅰにおいて記載			

NO.	4	事業名	<b>事業承継の支援に関する情報提供(再掲)</b>
基本方針Ⅲにおいて記載			

NO.	5	事業名	<b>鞍手町商工会による事業承継相談(再掲)</b>
基本方針Ⅲにおいて記載			



## 【基本方針Ⅴ】 ②-B 新たな事業活動の推進

### ●現在実施している支援事業

No.	事業名
1	見本市等出展支援事業
2	商品開発促進事業
3	店舗等リフォーム補助金交付事業（再掲）

### ●支援事業別アクションプラン

NO.	1	事業名	見本市等出展支援事業		
事業内容		町内に本店や主たる事業所を有する中小企業が、自社の製品やサービス、技術等の販路開拓や拡大を図ることを目的に出展する見本市、展示会等の経費に対して補助するもの。 (補助率1/2 上限額5万円)			
事業実績		申請件数 4件(2011～2023 年度)			
2025～2029年度 事業実施の方向性					
第1次中小企業活性化計画期間中は、コロナ禍の影響により見本市等の開催が減少し、利用は4件であった。コロナ禍が明け、見本市等の開催が活性化されていくと想定されるため、事業者の製品やサービス等を積極的にPRできるよう、利用を促していく。					
重要業績評価指標(KPI)					
成果指標	申請件数				
策定期 (2023 年度)	2件				
目標値 (2025～2029 年度)	15件(年3件)				



NO.	2	事業名	商品開発促進事業	
事業内容		地元農産物や町内企業の技術など、本町の資源を活用した新商品・新サービスの開発やパッケージデザインなどの制作に取り組む事業者に対して、専門家による市場調査や技術指導、商品の開発、販売に至るまでの経費に対して補助するもの。 (補助率1／2 上限額25万円)		
事業実績		申請件数 3件(2011～2023 年度)		
2025～2029年度 事業実施の方向性				
地域の特産品や技術を使用した商品を開発することで、事業者だけでなく地域の活性化にもつながる事業としていたが、町や商工会には年間 10 件ほど補助金の利用相談があっているものの、申請は少ない。相談のニーズを把握し、事業者の意見等を反映させ、事業者が利用しやすい制度となるよう内容の見直し等を図りながら、事業を継続していく。				
重要業績評価指標(KPI)				
成果指標	申請件数			
策定時 (2023 年度)	0件			
目標値 (2025～2029 年度)	10件(年2件)			
NO.	3	事業名	店舗等リフォーム補助金交付事業(再掲) 基本方針 I において記載	



## 【基本方針VI】 ③－A 情報収集及び発信の強化

### ●今後実施を検討する新たな取組み

#### 1－企業PR支援

インターネットやSNSなどのICT（情報通信技術）の活用が情報発信・情報収集の主流となっている現状から、それらICTを企業のイメージ戦略や商品紹介、顧客開拓、求人情報など企業の多岐にわたる情報発信に活用し、企業の持続的成長を図ります。今後、企業PRに向けてどのような支援が効果的であるか、有識者などの意見を参考に検討していきます。

2025年度 (R7年度)			2026年度 (R8年度)			2027年度 (R9年度)			2028年度 (R10年度)			2029年度 (R11年度)		
4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3	4-7	8-11	12-3
○	○	◆	★	★	★									

(○：実施検討 ◆：準備 □：ネットワークづくり ★：開始 →：継続 ×：終了・廃止)

### ●現在実施している支援事業

No.	事業名
1	ICTの利活用の促進
2	WEBサイト構築支援事業

### ●支援事業別アクションプラン

NO.	1	事業名	ICTの利活用の促進	
事業内容		ICTの利活用を促進し事業者の持続的成長を図るため、情報提供のツールとしての企業ホームページ等の制作・運用やキャッシュレスシステムの導入などのセミナー等を開催するもの。		
事業実績		セミナー等の開催回数 4回(2021～2023年度)		
2025～2029年度 事業実施の方向性				
ICTの目まぐるしい進歩により、企業ホームページの充実やキャッシュレスシステムの導入など、事業者の持続的成長にICTの利活用は避けられない状況となっている。商工会が行う地域振興券事業においても、キャッシュレス商品券の販売を開始している。しかし事業者アンケートでは、「デジタル化についてあまり取り組んでいない」が4分の1を占めており、事業者間の情報力・技術力格差が顕著になってきている。セミナー等を継続的に開催し、事業者のICTの利活用の促進を図る。				
重要業績評価指標(KPI)				
成果指標		セミナー等の開催回数		
策定期 (2023年度)		2回		

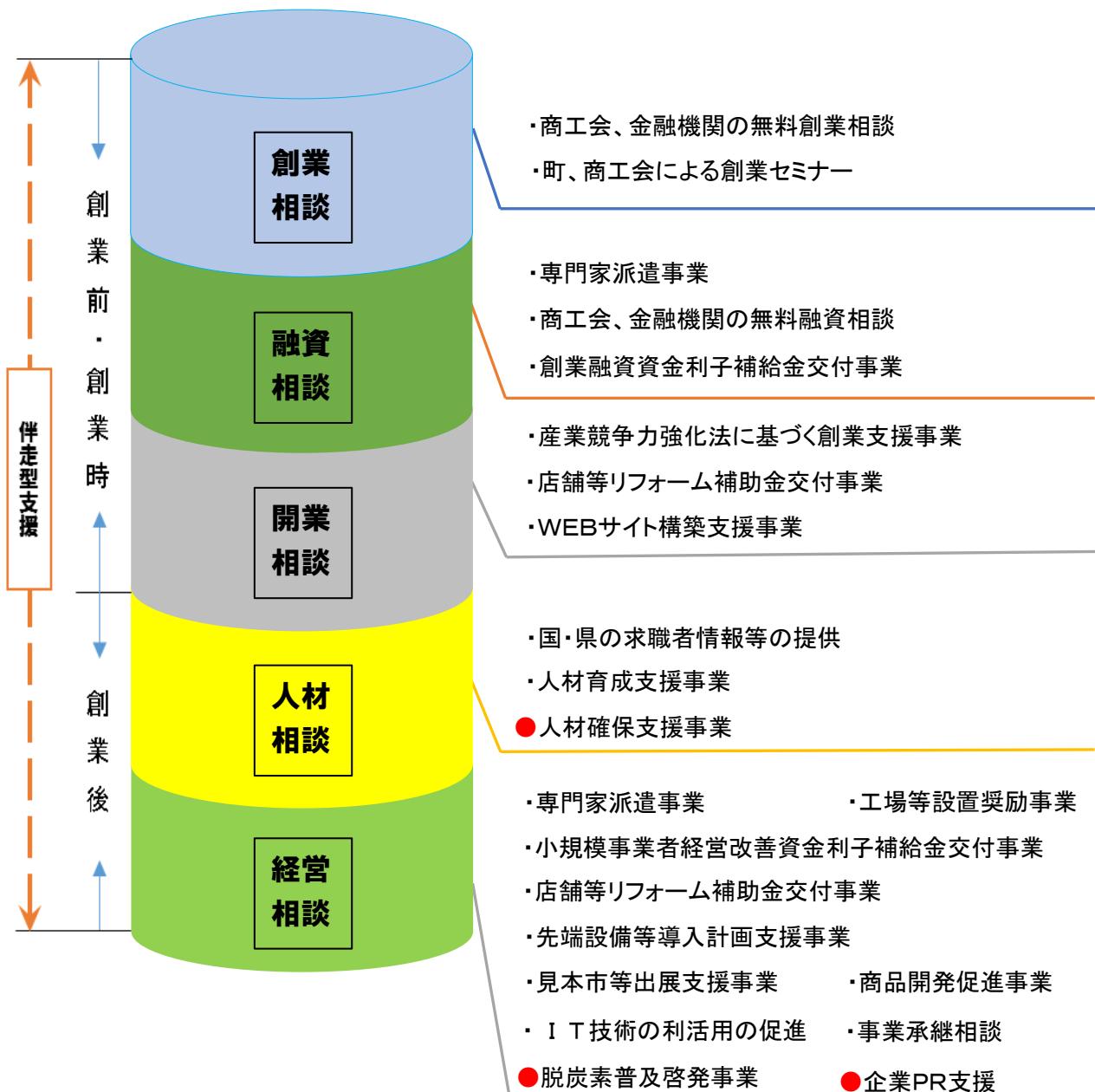
目標値 (2025～2029 年度)	10回(年2回)
-----------------------	----------

NO.	2	事業名	WEBサイト構築支援事業		
事業内容		企業の信頼性向上や取扱商品、サービスのPR、人材の確保に活用できるホームページの制作に要する経費について補助するもの。			
事業実績		開設サイト数 7サイト(2021～2023 年度)			
2025～2029年度 事業実施の方向性					
本町事業者は、企業の看板でもあるホームページの制作率が低い傾向にあり、事業者アンケートでも自社ホームページを活用している事業者は4割に満たない。自社ホームページを開設している事業者は、自社の製品やサービス等のPRだけでなく、雇用面でも求職者に対して情報発信するなど人材確保に活用している。今後も、ICTの必要性についてセミナーなどを継続的に開催し、自社ホームページの開設を促していく。					
重要業績評価指標(KPI)					
成果指標	開設サイト数				
策定時 (2023 年度)	3サイト				
目標値 (2025～2029 年度)	15サイト(年3サイト)				



## 4 階層別の支援事業

これまで、基本方針ごとに個別事業の説明を行ってきましたが、これを階層別にわかりやすく事業の見える化を図りました。既存企業の経営安定や新規創業者の増加の可能性を高め、双方の連携による新たなビジネスモデルの発見や新たな市場の開拓など、地域経済の好循環につながるものと考えています。



# 資料編

- 1 鞍手町中小企業振興基本条例
- 2 鞍手町中小企業振興審議会規則
- 3 鞍手町中小企業振興審議会委員名簿
- 4 第2次鞍手町中小企業活性化計画策定までの経過
- 5 第2次鞍手町中小企業活性化計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果について
- 6 第2次鞍手町中小企業活性化計画の策定について(諮詢)
- 7 第2次鞍手町中小企業活性化計画の策定について(答申)

# 1 鞍手町中小企業振興基本条例

## (目的)

第1条 この条例は、中小企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念を定め、町の責務、中小企業及び経済団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域経済の持続的発展の実現と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経済団体等 商工会法(昭和35年法律第89号)の規定に基づく商工会及び政府金融機関並びに町内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他金融機関をいう。

## (基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重すること。
- (2) 経済的・社会的環境の変化への円滑な適応を図り、地域特性に応じた総合的な振興施策を講ずること。
- (3) 中小企業、町、経済団体等及び町民が連携して取り組むこと。
- (4) 経営資源の確保が特に困難な小規模企業者の事情を踏まえ、その経営の規模及び形態に応じた振興施策を講ずること。

## (基本方針)

第4条 町は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)を策定し、計画的に実施するものとする。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (2) 中小企業の人材育成・確保及び雇用の創出を図ること。
- (3) 事業承継の円滑な推進を図ること。
- (4) 新事業の創出及び創業支援等、新たな事業活動の推進を図ること。
- (5) 中小企業、町及び経済団体等の連携の強化を図ること。
- (6) 中小企業に関する情報の収集、共有及び発信の強化を図ること。

## (町の責務)

第5条 町は、中小企業振興施策を実施するときは、中小企業の実態を的確に把握するとともに、中小企業の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

2 町は、前項に規定する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努め、予算の範囲内において中小企業に対する適切な支援を行うものとする。

3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業の受注の機会の増大に努めるものとする。

## (中小企業の役割と努力)

**第6条** 中小企業は、事業の持続的発展を図るため、経済的・社会的環境変化に応じて自らの経営基盤の改善・強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業は、商工会への加入に努めるものとする。

3 中小企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしあやしい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業は、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(経済団体等の役割)

**第7条** 経済団体等は、第3条に規定する基本理念に基づき、中小企業の自主的な努力を促し、かつ、創意工夫の取組を支援するものとする。

2 経済団体等は、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業振興施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

**第8条** 町民は、中小企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等、町民の生活向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

**第9条** 町は、中小企業振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業活性化計画(以下「活性化計画」という。)を定めるものとする。

2 町は、活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業及び経済団体等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、中小企業をめぐる情勢の変化を勘案し、中小企業振興施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに活性化計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 第2項の規定は、活性化計画の変更について準用する。

(審議会の設置)

**第10条** この条例の目的の達成及び中小企業振興施策に広く意見を反映させるため、町長の諮問機関として鞍手町中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、中小企業振興施策について審議し、その実現に取り組むものとする。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鞍手町附属機関設置条例の一部改正)

2 鞍手町附属機関設置条例(平成15年鞍手町条例第1号)別表(第1条関係)町長の部  
鞍手町小規模企業等振興審議会の項を削る。

## 2 鞍手町中小企業振興審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鞍手町中小企業振興基本条例(平成30年鞍手町条例第18号。以下「条例」という。)第10条第3項の規定に基づき、鞍手町中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 中小企業振興施策の調査研究及び提案に関する事項。
- (2) 鞍手町中小企業活性化計画の実施状況に関する事項。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関する事項。

### (委員)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中小企業の代表者
- (3) 金融・経済団体の代表者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 地域住民の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門部会)

第7条 会長は、専門的事項を調査及び研究させるため必要があると認めたときは、専門部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

### (委員以外の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会及び部会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会及び部会の庶務は、産業振興課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 3 鞍手町中小企業振興審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

委員区分		所属	氏名等	
1号 委員	学識経験者	中小企業診断士事務所 SOHビジネスパートナー代表	会長	飯田 展久
2号 委員	中小企業の代表者	株式会社フクモト工業 代表取締役	委員	福本 満壽男
3号 委員	金融・経済団体の代表者	株式会社西日本シティ銀行 鞍手支店 支店長	委員	江川 博之
3号 委員	金融・経済団体の代表者	日本政策金融公庫 八幡支店 国民生活事業 支店長兼国民生活事業統括	委員	松井 道彦
4号 委員	関係団体の代表者	鞍手町商工会 会長	副会長	内田 一美
4号 委員	関係団体の代表者	鞍手工業団地協同組合 事務局長	委員	繩手 寿典
5号 委員	関係行政機関の職員	福岡県飯塚中小企業振興事務所 所長	委員	満保 賢二
6号 委員	地域住民の代表者	株式会社野上養鶏場 会長	委員	野上 勉

## 4 第2次鞍手町中小企業活性化計画策定までの経過

年月日	経過の説明	
令和6年8月7日	第1回 鞍手町中小企業振興審議会	アクションプランにおける事業別実施報告及び第2次鞍手町中小企業活性化計画について
令和6年10月1日 ～10月25日	アンケート調査の実施 (ヒアリング方式)	町内企業にアンケート調査を実施
令和6年11月27日	第2回 鞍手町中小企業振興審議会	第2次鞍手町中小企業活性化計画(案)第1章から第3章の協議
令和6年12月19日	第3回 鞍手町中小企業振興審議会	第2次鞍手町中小企業活性化計画(案)第4章から第5章の協議
令和7年1月24日 ～2月14日	パブリック・コメントの実施	第2次鞍手町中小企業活性化計画(案)のパブリック・コメント
令和7年2月26日	第4回 鞍手町中小企業振興審議会	第2次鞍手町中小企業活性化計画(案)のパブリック・コメント実施・結果の報告、町長への答申

## 5 第2次鞍手町中小企業活性化計画(案)に対する パブリック・コメントの実施結果について

### 1. 意見募集の概要

意見の募集期間	令和7年1月24日～令和7年2月14日
意見の周知方法	町ホームページ、公共施設(役場、中央公民館)へのポスター掲示及び同施設での閲覧
意見の提出方法	ホームページ、郵便、FAX、持参

### 2. 意見内容とその対応

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する 町の考え方	区分
1	令和7年1月24日～令和7年2月14日	計画内容はきれいに纏めてありますが、人口(若い人)が減る状況の中で親が自分の子供を町内の企業に就職させようと思う具現性と計画が見えない。周辺の大企業(日鉄やトヨタ等)でも大規模な生産設備の変更が計画されており、それを取り巻く中小企業が先手で変革に対応する事業計画を進めなくては生き残れないのではないか。 産業振興課の要員は何名ですか？また新規事業の立ち上げや効率化の推進などの事業に係わった経験者が居るのでしょうか。(コンサルタントに頼めばではダメ) すべては人材の育成に係わることですが、個々の企業に立ち入り小さな相談事から潰していき夢のある町にしてほしいものです。	町としては、人口減少の中、町民が町内企業に就職していただき、定住していただくことが大変望ましい形であると承知しています。 ご指摘の点は、中小企業の活性化を推進していく上で重要な視点であることから、今後の参考とさせていただきます。	C

#### 【区分の説明】

A…意見を計画等に反映するもの

B…意見が既に反映されているもの

C…意見を今後の参考とさせていただくもの

D…意見を反映する見込みのないもの

## 6 第2次鞍手町中小企業活性化計画の策定について(諮問)



6 鞍 産 商 第 277 号  
令 和 6 年 8 月 7 日

鞍手町中小企業振興審議会会長 様

鞍 手 町 長 岡 崎 邦 博  
(産業振興課商工振興係)



アクションプランにおける事業別実施状況報告（案）の審議及び  
第2次鞍手町中小企業活性化計画の策定について（諮問）

このことについて、鞍手町中小企業活性化計画に基づくアクションプランにおける令和4年度、令和5年度の事業別実施状況報告及び第2次鞍手町中小企業活性化計画の策定について、下記のとおり諮問いたしますので、鞍手町中小企業振興審議会規則第2条に基づき、審議の上、答申いただきますようお願いします。

記

### 1. 諒問事項

アクションプランにおける事業別実施状況報告（案）及び第2次鞍手町中小企業活性化計画の策定に関する審議及び意見の提示

## 7 第2次鞍手町中小企業活性化計画の策定について(答申)

令和7年2月26日

鞍手町長 岡崎邦博様

鞍手町中小企業振興審議会

会長 飯田辰久

「アクションプランにおける事業別実施状況報告（案）の審議」及び  
第2次鞍手町中小企業活性化計画の策定について（答申）

令和6年8月7日付、6鞍産商第277号で当審議会に対し諮詢された事項について、  
下記のとおり答申いたします。

記

アクションプランにおける事業別実施状況報告（案）の審議及び第2次鞍手町中小企業活性化計画（案）について、審議の結果、妥当なものと認めます。

## お問合せ先

鞍手町役場 産業振興課(事務局)

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2